

# 会 議 録 目 次

平成25年第5回海田町議会定例会（第2日目）

平成25年6月5日（水）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問		
	○西山勝子議員	4	
	○岡田良訓議員	16	
	○宮坂二郎議員	21	
	○宗像啓之議員	24	
	○前田勝男議員	31	
日程第2	第21号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事）	40
日程第3	第22号議案	海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	50
日程第4	第23号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	62
日程第5	第24号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	65
日程第6	第25号議案	海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	66
日程第7	第26号議案	平成25年度海田町一般会計補正予算（第1号）	67
日程第8	第27号議案	平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	80
日程第9	第28号議案	平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）	81
日程第10	第29号議案	平成25年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）	82
日程第11	発議第7号	広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める意見書案	83
日程第12	発議第8号	議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について	83
	（閉	会）	84

平成25年第5回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成25年6月5日(水)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 6月5日(水)9時00分宣告(第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|        |    |       |
|--------|----|-------|
| 町      | 長  | 山岡寛次  |
| 副町     | 長  | 三宅信行  |
| 企画部    | 長  | 大久保裕通 |
| 総務部    | 長  | 窪地満   |
| 福祉保健部  | 長  | 臼井真   |
| 建設部    | 長  | 北山忍   |
| 企画課    | 長  | 門前誠司  |
| 財政課    | 長  | 鶴岡靖三  |
| 総務課    | 長  | 脇本健二郎 |
| 税務課    | 長  | 中下義博  |
| 生活安全課  | 長  | 丹羽勤   |
| 住民課    | 長  | 尾木茂   |
| 社会福祉課  | 長  | 中川修治  |
| 子ども課   | 長  | 森川雅枝  |
| 長寿保険課  | 長  | 森原知美  |
| 保健センター | 所長 | 湯木淳子  |
| 都市整備課  | 長  | 近森茂   |
| 建設課    | 長  | 久保田誠司 |
| 下水道課   | 長  | 龍岩広幸  |
| 教育     | 長  | 中村弘市  |
| 教育次    | 長  | 細川真示  |
| 学校教育課  | 長  | 石川直之  |
| 水道課    | 長  | 花本則之  |
| 収税対策室  | 長  | 倉本勇登  |

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 利 光 裕 子 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第21号議案 工事請負契約の締結について(瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事)

日程第3 第22号議案 海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第4 第23号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第24号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第25号議案 海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第26号議案 平成25年度海田町一般会計補正予算(第1号)

日程第8 第27号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 第28号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 第29号議案 平成25年度海田町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第11 発議第7号 広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める意見書案

日程第12 発議第8号 議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長(久留島) 皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦勞様でございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。先に6月4日の本会議における下岡議

員の一般質問に対する建設部長の答弁について、同一の会議中、本人より発言の訂正についての申し出がありました。議長において後刻、記録を調査の上、適切に措置することといたします。日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。12番、西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。4点、数問について質問いたします。まず1点、第4次海田町総合計画前期基本計画実施計画について質問いたします。平成25年度から平成29年度の海田町財政収支見通しが発表されました。平成26年度から平成28年度の3年間、投資的経費の伸びが大きいので、実施計画について以下問います。この実施計画は平成25年から平成27年の3年間の実施計画でございます。1、海田東第2児童クラブハウス整備事業について、2、小規模特別養護老人ホーム整備事業補助について、3、優良建築物等整備事業補助について、4、役場庁舎移転事業について、5、海田市駅南口地区計画事業について。次に魅力ある図書館について質問いたします。読書離れが言われている現在、図書館のあり方が問われております。また、蔵書の整備内容も重要と考えております。それを踏まえ、以下の質問をいたします。1、新書を含め、本を購入されるとき基準はどのようになっておりますでしょうか。2、本年度に行われるイベントをお知らせください。次に中学校の理科授業力の底上げについて、平成24年度から中学校で学習指導要領が全面実施となっております。理科教育の充実が求められており、県教育委員会では理科教員を対象に授業アップ研修を2年かけて実施をされます。1、海田中学校・海田西中学校の研修参加計画はどのようになっておりますでしょうか。2、理科教材の整備はどのようにされるお考えでしょうか。最後に子育て保育事業について質問いたします。子ども・子育て支援制度が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援の取り組みは、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの整備を計画的に進めることになりました。先日、子ども・子育て支援新制度の本格施行のスケジュールが示されました。平成26年度には計画確定とあり、またそのことについて平成25年度から平成27年度の実施計画においては、畝保育所再整備事業は平成27年度は検討中とあります。私は種々の課題を総合的に判断いたしますと、早急に町立認定こども園を整備する必要があると考えますが、町のお考えはどうでしょうか、以上質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）おはようございます。今日もよろしく申し上げます。西山議員の質問の1

番目、4番目については私から、2番目、3番目については教育委員会から答弁をいたします。まず、第4次海田町総合計画前期計画実施計画についての質問でございますが、1点目については海田東小学校区児童クラブ入会申し込み数が多い状況が続いております。今後も増加が見込めることから、平成27年度に実施計画の事業費を計上しております。しかしながら、今後策定する子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、実施内容等の再検討を行ってまいりたいと考えております。2点目については、介護認定者の増加に伴い、入所待機者の増加が見込まれるため、平成27年度に小規模特別養護老人ホームの整備を計上しております。しかしながら、今後改訂する次期介護保険事業計画の中で見込量等の精査を行い、必要性等の再検討を行ってまいりたいと考えております。3点目につきましては、土地区画整理事業後の宅地において、高層住宅の誘導を目的として導入を予定しているものでございます。今後は地権者の意向を把握しながら、国及び県と協議を行い、導入の手続を進めてまいりたいと思っております。4点目につきましては、連続立体交差事業の見直しによる移転時期などが不透明となっていることから、昨年度の計画を1年先送りとしております。今後、県から具体的な内容が示されれば、庁舎の移転スケジュールの見直し等を行ってまいりたいと考えております。5点目につきましては、海田市駅南口の西街区において、道路等の地区施設を整備するものでございます。今後は海田市駅南口土地区画整理事業の進捗状況を地元の意向を把握しながら、事業に着手してまいりたいと思っております。続きまして、子育て、保育事業についての質問でございますが、町立保育所再整備については、子ども・子育て支援事業計画の中で総合的に判断してまいりたいと考えております。それでは、残りの質問につきましては教育委員会から答弁をしますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）まず、図書館についての質問に答弁させていただきます。1点目につきましては、利用者のニーズなどを勘案し、特定の分野に偏らせることなく、また低俗過ぎないといった図書館資料の集書方針に基づき図書の購入を行っております。2点目につきましては、定例で開催しております図書館やひまわりプラザでのおはなし会と紙芝居の会、学期ごとの学校を訪問しておはなし会のほか、おはなし会で本を読んでもらう方を養成するためのボランティア養成講座、また本のリサイクル市等を行う予定にしております。続きまして、理科教育の充実についての質問でございますが、1点目の中学校理科教員授業力アップ研修へ参加につきましては、中学校理科教員4名のうち、

本年度は3名が、来年度は1名が参加を予定しております。またこのほか、町教委として各校への訪問指導や安芸郡中学校教育研究会等への参加を通して、教員の指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。2点目の理科教材の整備につきましては、各校の理科備品等の整備状況を踏まえまして、観察・実験を通じて、思考力・判断力・表現力等を育成する指導を定着させていくため、段階的に理科教材の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問いたします。まずはじめに、実施計画について質問いたします。第2児童クラブハウス整備事業、平成27年度に実施計画までの予算が計上されております。先ほどの答弁では、今後の児童クラブに6年生までという指針が出ておりますので、そのことでの答弁があったと思うんですけども、現在各児童クラブハウスの定数と実際人数、この当初見込まれてた平成27年度、28年度にはどのくらいの児童が利用すると計算をされての、この予算実施計画での計上でしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）まず、全クラブの現在の児童クラブの定員でございますが、海田児童クラブにつきましては60名の定員で現在57名が入会しております。海田東児童クラブにつきましては、60名の定員に現在59名です。海田西児童クラブにつきましては、40名の定員に33名、海田南第1児童クラブにつきましては、60名の定員に42名、海田南第2児童クラブにつきましては、40名の定員に現在34名が入会しております。海田東児童クラブにつきましては、現在全児童数が、海田東小学校が約500名いらっしゃいまして、平成27、28年には600名前後に推移すると考えられますので、現状の60名を、6年生も含めましてかなり定員を超える可能性があるため、計画をしているものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）現在の報告を受けまして、これがもしも国の方針が6年生まで受け入れるとなりますと、この1か所の整備ではとんでもない、追いつかなくなる状況が起こりうると考えます。そのときには空き教室を利用するとか、今後方向転換も含め、検討が必要になってくると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の新しい子ども・子育て支援新制度につきまして、先ほども

出ておりますが6年生まで拡充するというふうなことも言われております。そういったときには、議員さんが言われましたとおり、空き教室の利用であるとか、新たなクラブハウスを建てるとかいうことも視野に入れて検討していかなくてはならないと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次にまいります。小規模特別養護老人ホーム整備事業でございますが、先ほどのご答弁でやはり今の急激な高齢化に伴って見込みが随分変わってきてると判断をいたしておりますけども、この実施計画の中での小規模っていうのは、まず何人を想定された実施計画だったのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）実施計画の中では29名を予定しております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）現在の特別養護老人ホームの待機者は何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）24年4月1日現在で県が調査したのによりますと、町内の特別養護老人ホームの待機者は128名となっております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）現在で待機者が128名でございます。平成27年に整備補助を出してどなたかにホームを建設していただくということですけども、ここまで私、高齢化の現状を見たときに、これは前倒しにしていけないと今後高齢者の方が増える一方ですね。先日もニュース報道で認知者を含め、今も急激に施設を要望されてる方が増えてるわけですけども、これはもっと早く検討すべき課題だと思っておりますけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに待機者の方がたくさんいらっしゃるという現状がございますが、この特別養護老人ホーム等につきましては、介護保険計画の中で盛り込んで、その中で介護保険料等との影響も出てまいります。次期介護保険計画の見直しの中で考えるということで、現状では27年の補助ということで考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）もちろん介護保険制度の見直しはあと2年後、それに合わせてあると思

っておりますけども、これだけ待機されてる方がいらして、これ県の指導もあると判断してはおりますけども、それは承知しているわけですが、その辺を前倒しにするような方向性を見出す方途とございますか、それはできないのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）現在の介護保険計画は26年度までの計画を定めております。介護保険計画の見直しを図る中で、先ほども申しました介護保険料の計算であるとか、そういったことも含めて、当然そこらに影響してまいりますので、これを早めるということについては現状では考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）しかし困っていらっしゃる、今までずっと日本を支え、町に貢献しておられた方が辛い思いをされて、生活をされている中で、もちろん介護保険料にはね返ってくるかもしれないというのは十分に承知しておりますけども、その辺は県と方針の見直しで、今、介護保険の特別会計はそれほど緊迫してない、ちゃんと運用なされると私は判断しておりますので、ご検討をお願いいたします。次に優良建築物等整備事業でございますけども、平成26年度と平成27年度に新規に補助を出すという予算を計画されておりますけども、今、区画整理事業は1年伸びていくという流れの中で、これは先延ばしになっていくのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）最初の町長の答弁でも申しましたように、区画整理の進捗状況と併せてですね、それを見ながら進めるということになりますので、それに合わせた形のスケジュールに今後なろうかと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に土地区画地区計画の事業の方でございますけども、今まで数人の議員があそこの地区計画は早く実施をしないと道路も大変ですし、消防車も入ってこないということで、いろいろ提言はしてきてると思うんですけども、今回平成26年から平成27年につきまして、実施をされるという、27年には用地を購入されるという実施計画に計上されております。このことは現実どのように進められていくのか。今後この計画どおり実施できる予定があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）こちらについてもですね、区画整理の完了時期に合わせて進めると

いうスタンスで取り組んでおりますので、そちらのスケジュールに合わせたような形での調整になろうかと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）区画整理事業に合わすというご答弁でございましたけども、ぜひその計画どおりに実施できるような地元説明をはじめ、進捗させていくお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）努力いたします。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、役場庁舎移転事業でございますけども、今、高架事業との整合性を図る中でこれは流動的であるというご答弁でしたけども、今回また改めて平成26年、平成27年には具体的に用地購入と3億6,600万円でしょうか、実施計画に計上をなされておりますけども、場所が決まっていない中でこの用地購入っていうのは、どういう計画なんでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）確かにご指摘のとおりでございますけども、庁舎の場合はですね、町民の生活へのかかわりが非常に大きい事業でございます。また同時に事業費がですね、非常に多大であるということで、町行政への影響であるとか、他事業への影響などの予測、そういったものを勘案いたしまして、やはり実施計画、また財政収支見直しにおいてですね、計上すべきであるというふうに判断いたしましたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、私何度も質問しておりますけども、庁舎建設が見込まれている段階で公共物基金ですね、それか庁舎の基金、そういうふうにはちょっと積んどくべきではないかという疑問をいたしてまいりました。今の答弁とは整合性が合わないと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）基金の問題については、現段階では考えておりません。と申しますのは、まだ現状においてはですね、事業費であるとか、そういった全体的なことが確定しておりませんので、その辺については現段階では判断には至っていないというところです。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、前期基本計画の平成25年度から27年度の実施計画においてですね、明確に平成26年、27年と予定の金額が入っているわけです。見込みがないのであれば、実施計画に計上する案件ではないと思いますけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）先ほど課長が申しましたように、事業費が28億という膨大な額であることと、他事業に与える影響も大きい、それから住民の方からの注目度も高いということで計上させていただいております。基金につきましては、現在収支見通しにおいても大幅な財政悪化が見込めないというようなことから、基金については現況では考えておりませんが、今後具体的なスケジュールや事業費等が固まればですね、再度検討させていただきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今、部長の答弁で事業費28億という答弁がありましたけども、何もなしの中で事業費28億っていうのはどこから金額がご答弁なさったんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）これは今まで庁舎建設特別委員会等でもご答弁させていただいておりますように、海田市駅南口に建設した場合の事業費でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今までの種々の議員さんの質問と今の私の質問で、場所は今まではそうかもしれませんが、現在の答弁では一度もそういった場所指定の答弁がございませんでした。ちょっとこの問題は次に譲りますけど、やはりちょっと明快な答弁を求めたいと思います。次にまいります。魅力ある図書館についてでございますけども、まず新書を含め、本を購入されるときに基準がどのようですかとお尋ねをいたしました。偏らず利用者のニーズに沿った本を購入していくということでございましたけども、私は図書館に行かせていただき、何度かお伺いさせていただいておりますけども、最近幼児・児童の図書は割と充実をしてくれていると思いますけども、そのほかの本は購入されたと言われましてもまだまだ古い本が多くあるように見受けられますし、伺ってますとある程度年配の方が図書館に来られる方が多くて、若者をあまり見受けません。海田町はマツダ工業の下請けといたしまして、随分若者が単身所帯で生活しております。私はやはりこういう若者に特化した、偏らないとおっしゃいましたけども、若者が来て読んでみた

いという本をニーズ調査されても構いませんが、やはり整備される必要があるんじゃないか。1点は今、下請けでたくさんの若者が労働をしておられますけども、そういう方たちが資格を取りたいとか、今後自分はこういった生き方をしたいとか、そういった若者の技術を磨く本だとか、資格を取るためにはどうしたら資格が取れるかとか、そういった若者のコーナーを設置して、若者のニーズに合った図書整備をされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）限られた図書資料購入予算でございますので、今、議員ご提案の青少年に向けたコーナーの設置であるとか、子育て中のお母さんの専門的な資料とか、そういった魅力ある資料を購入していきたいと思っておりますけども、先ほど言いましたように限られた予算でありますので、その辺で工夫しながら購入をしてみたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）それと今各自治体の図書館は二分化が進んでおります。利用者が減になる図書館と利用者が増になっていく図書館の、全国のいろいろな統計を見てますと、やはり二分化してきているのが現状だと思います。その中のニュース報道などであるのが、佐賀県のある市の図書館の取り組みは、新しく建てたからというのがありますけども、随分前進的な図書館になっております。その中で二つ今の海田町の図書館にも利用できて、利用者が増えるんじゃないかという提言がここの中にあっただんですけども、開館時間を土日は延長するという、それで利用者が増えたということと、もう1点は自宅のパソコンで電子図書を借りられる電子図書館も始めてるという方向性も見出している図書館があるわけですけども、予算が限られる中ではありますけども、今後海田町の図書館をより良く充実させていく考えがあるかないか、お聞きいたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）議員ご提案のすばらしいご提案だと私も思いますけども、先ほどから言いますように限られた予算でございますので、その中で工夫しながら今ご提案の件も含めて今後検討してみたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、今年度計画されているイベントですけども、数年来されている何ら工夫が見られないイベントの開催でございます。今、県立図書館にいたしまし

ても、広島市図書館にいたしましても、随分イベントっていいですか、これ広島市の図書館だよりの冬号だけ見ましても随分各図書館で魅力あるコーナーっていいですか、イベントをうっていらっしゃいますけど、今後いろいろ調査、研究されまして、新しいニーズに合ったイベントを計画され開催されるお考えはありますか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）図書館の分館であります両公民館、ひまわりプラザ、町民センター、そういったところでそれぞれの地域特性がございますので、ひまわりプラザであれば子育て支援センターがありますので、子育て中の若い方への図書であるとか、海田公民館の方であると高齢者か中高年、ふるさと館であれば歴史的図書、そういったところの特化した地域特性に合ったような、ニーズに合ったような図書巡回として、図書を搬入するとともに、今ご提案の新たなイベントについても模索していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、理科の授業力底上げで研修対象ですけども、先ほどのご答弁の4名は正規の教員さんで、あと産休で休まれている代教員とか、それも含めての人数でしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）4名すべて正規の教員でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）臨時的任用職員は海田町には何名いらっしゃるでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）理科については1名もおりません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）教材の件ですけども、今回研修を受けられまして、その中で必要であると思われる教材、我が中学校にこの教材がぜひ欲しいと思われて持ち帰られたものに対しては早急に購入されるお考えはあるでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）費用対効果、教育上の効果等を考えまして、すぐに購入できるもの、また来年度の予算に向けて計上を考えていくものというふうに段階的に考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今、国の交付税の中に理科教材の、国をあげてのこの理科の学力アップは取り組んでおります。交付税に随分はね返ってきてると思うんですけども、それでも来年度まで待つというお考えでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）これにつきましては、国の国庫のものでございます。1点が4万円以上のものというのが対象になっております。これにつきましては、町内でも充実して基準値を超えているもの、また逆に基準値を下回っているものというものがございませぬ。その学校の中に必要なもの、得てからどのようなもので活用していくか等考えながら、来年度に向けて計上していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）では、何のための研修でしょうか。やはり研修を受けた専門の教員が、県が研修をするわけですから、もしもそこでこれは学力アップに通じるからという教材が、備品が出た場合には、しかし町には関係ないから云々ではなくて、研修を受けた教員にとってはやはりそれを生徒に授業をしたいと思うのが教師として当たり前のことだと思いますけども、その辺のニーズはどのように吸い上げられるのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）授業力アップ研修につきましては、教材はもちろん、授業力の改善、子どもたちの評価というものをするものでございます。それを受けて学校の中での理科の授業を改善していくものになっております。教材につきましては、すぐ単価で安いもの、買えるものにつきましてはすぐ購入、また高価なもの、何十万円、何百万円するものというのも当然でございます。それにつきましては、やはり来年度に向けてその補助金を使う、または使わないということがあるかもしれませんけれども、そういうふうに段階的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次にまいります。子育て支援でございますけども、私がなぜ今回質問させていただいたかといいますと、先般作業スケジュール予定でいきますと、平成26年度の末で計画が決定で、平成27年度で具体的にどうするかっていう実施に向かいますから、少なくとも平成28年度でないと海田町では新しい保育がスタートいたしません。そういたしますと、畝保育所、西浜保育所、幸保育所の、いつ大型地震が来たときにならぬかわからないところで保育をしている責任は大なるものがございませぬ。いろいろ

な資料を見てみますと、この子どもビジョンのベースを考えられてる予算を考えられてるベースにこの保育事業のピーク、幼稚園も含めてですけども、平成 29 年度末にはもうそこがピークであるというふうな計画が出てきております。そういたしますと、27 年度に 0 歳から 1 歳児がもっともっと要望が増えてくるわけですけども、27 年、28 年度に整備をしたときに、もうピークが 29 年度末で、そこからまた対象が少なくなっていくわけですね。そういたしますと、ある面、今がピークに到達している段階であるっていうなら、一刻も早く整備をしていかないと、候補者の方にとっては随分不自由をかけるを得ないわけでございます。そういたしますと、この認定こども園も含め、私立の幼稚園、私立の保育所等のニーズを平成 25 年度の末までで検討で、平成 26 年度に新制度への移行の確認をして、26 年度で事業計画をまとめる、26 年度のパブリックコメントをするという、これではもう遅れてしまうわけです。ある調査結果によりますと、今の私立幼稚園の方で認定こども園について移行してもいい、これ全国的な統計ですけども、移行してもいいと考えていらっしゃるのは 36 パーセントです。3 園に 1 園に留まっています。ましてや保育所では移行してもいいというのは 15 パーセント、考えていないというのは 32 パーセントというこの調査結果でございます。この調査はまだ国が補助金の金額と補助金を明確にしてないこともあるかもしれませんが、やはりこの措置費になったり、いろいろなことを総合的に判断いたしますと、やはり現状のままで充実をさせたいという私立の保育園、幼稚園はあられると私は思っております。今後も海田町の私立幼稚園、私立保育所の設置者の方には今からもっともっと海田町の子どもたちに寄与していただきたいと思っております。そういたしますと、まず海田町にとりましては認定こども園ですとどちらも保育所機能も幼稚園機能もありますし、一番今求められている 0 歳から 1 歳児の保育の充実を含めて設置をすれば、私は平成 29 年度には海田町は全国的にも先進的な結論が出ていくのではないかという思いがしてなりません。先ほどの町長の答弁では、今後いろいろなニーズを把握しながら、動向を見きわめながら判断いたしますというご答弁でしたけども、私はまず海田町で認定こども園を設置をした後に、今度動向を見ながら公設民営化も図れますし、今後は流動的にできると判断しております。また、一刻も早く 3 保育所を建て替えないといけないということは、もう目の前に迫っておりますので、この辺の一刻も早い決断を求めるわけですけども、その点についてのお考えはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに今の畝保育所、西浜保育所、幸保育所の建て替え等々の問題というのは、先日の答弁でもありましたように、喫緊の課題であるということは十分認識しております。ただし今回答弁させていただきましたとおり、保護者の皆さんがどういったニーズを持っておられるのか、あるいは各私立の幼稚園、保育園さんがどういうふうな移行をされるのか、多分まだ先ほど議員さんがお話しになりましたとおり、具体的な補助内容とかという具体的な説明が十分になされていない段階でございますので、各私立の理事長さん等々につきまして、まだそこらの意向がはっきりしてない部分があると思います。そこらを十分確認した上、ニーズに合う容量の施設をどうやって作っていくのかということを総合的に判断する必要があるかと思えます。その意向の確認、あるいはニーズ調査を受けて、総合的に判断していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）一刻も早くとなりますと、一刻も早く私立幼稚園、私立保育所の方にこの認定保育園、今後の保育所、幼稚園事業の全ては措置費になっていくわけですから、幼稚園も含め、そういった説明はもう済んでいるのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）まだ正式には説明会等はしておりませんので、早急に会を設けたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）本当にそうなんです。今、1か所幼稚園を数年後に閉園しようかという幼稚園が、まず保護者の要望で認定こども園がどういったものなのか、1年間猶予という考え方も持たれているとかお聞きしております。一刻も早くという、本当にです。認定こども園になるとどういった、補助の内容だけではなくて、月謝がなくなって、幼稚園の月謝が措置費になるとか、そういった今までと随分変わっていくということも含めですね。いつを目途に説明会をしていけますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほどもちょっとお話ししましたが、この補助制度の内容は具体的なものがまだ国の方から示されていない現状がございます。ただ、制度の概要自体というのはわかっている範囲、今掴んでおる情報というのは、各私立の設置者の皆さんにはお話ししていかなくてはならないと思っております。これにつきましては、できるだけ早目ということで考えております。昨日の答弁の中で9月までにある程度の意向確

認をというふうなことも出ておりました。できるだけ早い段階で行っていきたいと考えております。

○議長（久留島） 8 番、岡田議員。

○8 番（岡田） 8 番、岡田です。2 点についてお尋ねをいたします。まず、住宅リフォーム助成制度の再開について。住宅リフォーム助成制度は好評でした。経済波及効果も大きく、ぜひ再開してもらいたいとの声を伺っております。800 万円の予算で1 億 4,000 万円以上の経済効果はとて大きなものだと思います。住宅の耐震化だけというような区切りもなく、ある程度自由にリフォームができるというところがいいと思います。消費者も業者も町も喜ぶ制度なので、ぜひ再開を希望いたします。町長の考えをお願いいたします。2 番目に合同庁舎の建物の活用について。海田町にある広島県の合同庁舎は、有効に活用されることなく空き家状態となっております。海田町の役場の仮庁舎という方針もありますが、このままではもったいない、なんとか活用してはどうかという声が周辺の自治会や町民から上がっております。よその自治体では、学校の空き教室を利用して子育ての交流の場や老人のケア施設、仕事おこしの場などに積極的に活用されております。海田町でもできるはずでございます。県と話し合って有効に活用することができないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 岡田議員の質問に答弁いたします。まず、住宅リフォーム補助制度についての質問でございますが、経済対策の観点から利用目的を特定せず、1 年間に限り実施したものでありますので、再開については考えておりません。今後につきましては、耐震診断及び耐震改修補助事業など、目的を持った補助金で対応してまいりたいと考えております。続きまして、合同庁舎の建物の活用についての質問でございますが、この土地は平成 23 年 12 月に庁舎建設候補地として決議されておりますので、他の公共施設の活用は検討しにくい状態でございます。また、仮庁舎を必要となった場合、県から一定期間借り受ける予定としておりますが、現時点では仮庁舎の必要性が否定されているわけでありませぬので、今後の連続立体交差事業の見直しの推移を見守って考えております。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8 番（岡田） それでは住宅リフォームについて再質問させていただきます。1 年限りという、以前からもそういう答弁だったんですけども、経済波及効果もものすごく大きい

ので、よその自治体でもそうなんですけれども、やっぱり2年、3年というふうなのがあったら、さらに経済波及効果があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）この事業は議員さん言われましたように、当初から1億円程度ですね、経済波及効果は一応見込んでおりました。それを踏まえてですね、1年間だけでリフォームの事業をやってみようということでやったものでございますので、財政負担もあるということで、町長も申しましたように、1年限りで終了したいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）予算が余ったというんだったら仕方ないかなと思うんですけれども、5月から始めて8か月ぐらいで予算を使い切ったということ、ものすごく好評だったんですよ。先日世羅町ですかね、実施をして、あそこは450万ぐらいの予算だったそうなんですけれども、5月の13日ぐらいから受付を開始して、受付を開始したその日に予算を使い切ったというふうな、ものすごく好評なんですよね。やはりこれはどこの自治体でもそうなんですけれども、やっぱり町の財政的な問題もあるんでしょうけど、それに見合う分だけの効果いうんか、そういうふうなものはあると思うんですよね。だからやっぱり今のいろんな耐震とかいうふうなものもありますけれども、そういうふうなものセットにはできないでしょうけどもね、そういうふうなものと一緒に実施をするというようにしたら、やはり海田町にとっても活性化になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）私どもの方もですね、今回のリフォーム事業をやった後にアンケート調査いうのをやっ取るんです。どういった形で皆さんリフォーム事業を使われたかというのを確認させていただきました。そのときにですね、まずリフォームをそもそも検討中じゃったという方と、リフォームの補助がなくてもうちはやっと思ったよという方が8割を占めております。そういったことですね、あとの残りの2割が今回の事業である程度やったということでございますが、長期的な視点から見るとですね、やはり経済波及効果、経済的な効果というのはですね、限定的であったという具合に見ております。そういったことを踏まえてですね、やはり財政負担も考えまして、1年限りで終

了したいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それはですね、事前に告知をしていついつやりますよというふうな格好ではなかったと思うんですね。それはやっぱり1年以上、2年、3年したら、やっぱりそういうふうな、じゃあこの制度があるからやってみようというふうな人は増えてくるはずなんですよ。そりゃ予算使い切ってしまうから、やろうと思ってもできませんと、当然そうなるんですけれどもね。やっぱり最低で2年、3年ぐらいを目途にやってもらったら、やっぱり本当に活性化にもなると、そういうふうな観点で。単年度だけだったら、どうしてもそういう結果、やろうと思ったらちょうどそういう制度があってそれに乗ったというふうな格好の答えが出てくると思うんですよ。それが2年、3年というふうになったら、こういう制度がある、じゃあ使ってみようという人が増えてくるというふうにするんですけれども。だから2年、3年、ずっとというのはなかなか難しいでしょうけど、2年、3年でやった方が、業者の方の人も収入も増えるし、町の税収も増えてくるというふうな立場で、再開できないかということなんですけれども。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）そういったお考えもあるかと思いますが、やはり今回の事業については、先食いがあったというのは確かに認められますが、やはり長期的な視点では経済効果は限定的であったと。アンケート調査等を見てもですね、そういった答えが出ておりますので、やはり財政的な負担も考えまして、1年で終了したいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）財政的な負担があって1年ということ、ずっとそういう答弁が続いておるんですけど、ぜひとも長期的というか、2年、3年はそんな長期じゃないと思うんですけどもね、2年、3年とね、また続けてもらいたいというふうな考えでまたお願いいたします。それと、合同庁舎の件なんですけれども、今の仮庁舎というふうなこと以外はなかなか利用方法ができないというふうな答弁だったんですけども、やはりあそこは場所はもちろんいいところなんですよ。全然利用されていないと。今でも県の施設なんでしょうけれども、県としてもずっと放ったらかしにして、あのまんまで次、例えばいつになるかわからんのなんですけど、仮庁舎とするという時期まであのまんまにしておくよりも、やはり1部屋かいくらかでも活用すると、住民のために活用すると。その方

が県としても有効じゃないかと思うんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県の考え方を私が代弁するのもいかがかと思うんですが、県としてはあそこを一刻も早く売りたいということは変わっておりません。そういう中で現段階では一つに仮庁舎の可能性があると。もう一つに海田町議会で庁舎の候補地という議決が上がってるということで、売却することを猶予している段階でございますから、県としては活用というよりは、1番の活用策はあそこを売却して現金に換えたいというところだと思っておりますから、その点、県になんらかの活用策を求めれば、返ってくる言葉は、じゃあ売りたいということになると思いますので、そのところをどう判断するかだと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そのとおりだと思うんですね。でも実際にあそこは仮庁舎になんなりにしても、今すぐとかいうふうな格好じゃないわけなんですよ。実際に今建物があると、そして何も活用しないというふうなのが、やはり活用方法というか、そういうふうなものを考えた方がいいと思うんですよね。今の海田警察の横の前の国の公務員宿舎跡地ですかね、あそこでもずっと長い間草ぼうぼうになって、草を何回か刈って、民間に売却したというふうなことで、まだ建物もなかなか建たないというふうな格好の中で、なかなか町民としても。よく町長言われるんですけどもね、海田町にまとまった土地がないと言いながら、一方じゃあ、ある程度まとまった土地が出ておるんだけど、何もなかなかしないから売却してしまうというふうなのが多々あると思うんですよね。今のつくも町の前の県営の跡地でも、今あそこコンビニと家が建ってますけど。そんなのでよかったのかなと私は思うんですよ。むしろ町でなんか施設をつくった方が良かったんじゃないか、もうちょっと町のためになるんじゃないかというふうに思うんですけどもね。それと同じように今の合同庁舎の建物もですね、県はそう言うかもしれませんが、海田町にとってあそこを何らかの形で活用するというふうな。あそこは皆さん方がずっと通って見て、全然活用しとらんわ、もったいないのというふうなのが、皆さん方の考えなんですよね、思いなんです。やはりそれを町としてなんか積極的に住民の皆さんに活用してもらいういうふうな方策いうんか、そういうふうなものも考えてもいいんじゃないかと。県も売却1本にやると。実際に今現在は売却はできないいうか、なかなか難しいと

思うんですよね。今のこの仮庁舎との関係もあって。だからそういうふうなのも踏まえて、そういうふうな期間だけでもですね、やっぱりなんらかの方法で活用する方法というか、町民の皆さんに活用する方法を考えられないのか、考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁であります。現在、あの土地につきましては、町議会の方において庁舎建設の候補地という決議がされております。そういう中でその他の活用方法を県に求めることは困難であるというふうに認識しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それはわかるんですけれども、でも実際にあそこに建物が建って、現在なんも利用されとらんのですよね。あそこに新たに工作物を建てえとか、作ってなんとかせえとかいうわけじゃないですよね。それまでの有効活用というか、そういうふうなことも全くできないのかということなんです。候補地になって、今からあと何年したら、来年でもなんかこう建築物建てますよというのだったら、それはそうかもしれませんが、まだ先のことはよくわからないと。その間に活用方法をですね、有効な活用方法というのができんことはないと思うんです。やっぱり町民、人のためとかね、そういうふうに思ったら、ああいうふうな有効活用が、知恵を出したらいろんなことができると思うんです。そういうふうにしていかんと、なんかこう、あの場所が、建物そのものがボロボロというわけではないのに、もったいないというのがあるんです。そのところをあそこの前のグラウンドゴルフしとる人なんかね、やっぱり言われるんです。だからそういうふうなところを全くできん、本当にできんのんか。あそこが議決しとるわけだから手はつけられませんというふうなものじゃないと思うんですけれどもね。だからやっぱり柔軟に考えるいうんか、そういうふうなことをしてもらいたいですよね。そうすることによって、町民の人たちがあそこを活用するというようなことに少しでも役立つと思うんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階で海田町が仮庁舎で借りるという可能性を否定した場合には、あの建物はただちに解体されるというところをそのまま残すようにとお願いしとるわけでございますから、議員おっしゃいましたが、耐震性の問題等を考えた場合に、多分県は海田町が他の用途にと言った瞬間にあの建物の解体に着手するというふうに認識

しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）他の用途にずっと使えというわけじゃないわけなんですよ。現在あるわけですからね、それを町の仮庁舎になんなりするまでですよ。今までもずっと前からずっとそういうことを言ってきたらよかったかもしれんのですけどね。あの建物そのものを活用する方法いうんですかね、やっぱりそういうふうなのがあるはずなんですよ。なんかこの建物はあつ、全然活用しないと、それで仮庁舎までというふうなので、ずるずるずるずる時間が経って、何年もあのままというふうなのが、これはやはりこういう状況がいつまでも続くようだったら、それはやはりなんらかの形で少しでも、あそこの部屋でもね、利用できないかという、全部を使うわけじゃないですからね、利用できないかということなんですよ。例えば仮庁舎にするにしても、それはあのままじゃ多分今の副町長の話だったらかなり大がかりな工事をせんにゃいけんふうな感じなんですけども、そこまでしなくてもやっぱりそれはちょっと活用とかいうふうなことはできると思うんですけれども。それは全然できませんと、売却の方針が変わりませんと言われるんだつたら、それまでなんですよ。もう少し考えてもらつてですね、少しの期間でもね、やっぱり町民の人に利用できるような方向うか、そういうふうなものが、もう最後なんですよ、できないかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの建物を使用するとした場合には、一度仮庁舎で使うという補正予算を計上したことがございますけども、空調その他について、もう使用されなくなって相当経っておりますので、全てやり直すことが必要になります。一時的利用ということで非常に使うことが困難で、もし何らかに使うということになりますと、どこかの負担で出さなきゃいけないとした場合に、国、県は現在の使用しなくなった建物は、直ちに地元で使われるか、もしくは売却という大きな方針で全て動いておられますから、そういった一時的利用ということは、まずあり得ないというふうな認識であります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日、1点だけお尋ねします。広島市東部地区連続立体交差事業の今後の進展についてでございますが、この事業は当初計画では全体事業費が962億円、費用対効果の分析をする際の総費用が685億円、それに対して総便益が1,062億円とB/C（ビーバイシー）は1.6の係数を出しております。事業の面からも非

常に効果的な事業となっております。県というよりも現湯崎知事による一方的な事業縮小方針が発表されて時が経過しておりますけれども、その後、県から事業を縮小した際の費用対効果の説明は町に対してあったのか。また、事業を縮小した場合の代替案は提示されているのか。事業を計画どおりに進めるよう、県に対して今後海田町としてどのような活動をするのか、お尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に答弁をいたします。広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、1点目及び2点目については県から具体的な説明はなされておられません。3点目については、5月21日に広島県の幹部に対し、現計画での事業実施を要望してまいりました。また、今後については引き続き機会を捉えて、知事や市長をはじめ県議会議員や市議会議員の方々などに現計画での事業実施を要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）再質問いたします。1点目、2点目について、なんら提示されてないということなんですけれども、この方針が発表されてもう既に半年以上経っております。これ、単に県知事の思いつきの発言ではないと思うんですよ。やはりある程度の費用対効果を考えた上での発言ではないかと思うんですけれども、そういった内容の提示、あるいは検討してきたという内容の提示も今までなかったのでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）これにつきましては昨年度ですね、海田町議会の方で県の方に説明を求めるといことでですね、全員協議会に県の方に来てもらって、議員さんの方からも質問がございまして、事業の見直しをするにあたっては削減の目標とか、そういった数値があったのではないかというようなご質問もありましたけれども、県の方からですね、いくら削減するとかっていう目標は特にございませんという回答でございました。そういったことですね、今の費用対効果をこのようにするという目標もですね、ないというふうに考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それはね、はっきり言って県も怠慢ですけど、それを追及しない町も怠慢ですよ。現にね、連続立交についての評価、これは平成20年度なんですけれども、その際に県においても、この事業は非常に有益な事業であるというふうになっておりまし

て、ぜひともこれは推進すべき事業というふうに記載してるんですよ。それを単なる本当に県知事の思いつきの発言なんですか、どうなんですか、おかしいじゃないですか。それを否定も何もせず、もっと強く追及すべきだと思うんですよ、町として。それをやってこない町としてもおかしいんじゃないですかね。その辺の考えを教えてください。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）県の方でどのような議論をされているかまでは詳細にわかりませんが、海田町としてはですね、機会をとらまえて、町長とともにですね、県の方に対してですね、海田町としては現計画での実施を求めるということですね、行動して、活動しておるところでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）これ以上県に対してね、答えを聞こうとしても無理なんですけど、では、あるいは町としてですね、町として代替案として考える案は考えたことがあるのかないのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現計画が一番ベストなんだというふうに考えておりますので、代替案は特に考えておりません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）町長もこの事業はぜひともやるというふうに強く決意表明されておりますので、それはそれで当然だと、いいと思うんですよ。ただ、ある程度県の方から事業縮小をさせてほしい、したいという案が一応提示されているんですよ。そうした場合には、まず県に対して代替案は示されてないと言われましたけども、町としてもこういう案があるんだけど、これじゃ絶対できないというふうに、まず持っていくべきだと思うんですよ。町としても費用対効果、これがどのぐらい町に対して損になるのか。そういう部分を提示しないといけないと思うんですよ。簡単にね、代替案と言ってもね、JR通ってますよね。海田の場合は横に瀬野川通ってますよ。踏切をなくそうしたら、トンネルにするか、上を通すしかないんですよ。単純に考えて、瀬野川があるんでトンネルというのは非常に難しい。それは普通に考えたらわかるんですよ。そういった内容の案も事務レベルでやってないんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今ご質問の中に縮小についての案が提示されているのではないかと

うご質問がありましたけれども、昨年度 10 月にですね、県の方から言われておりますのは、縮小も一つの案として検討していきたいということで、具体の縮小案は、町長答弁にもありましたように、なんら示されておられません。町としましてはですね、代替案はどのようなものになるかはわかりませんが、副町長が先ほど申しましたように、現計画、踏切がなくなる、町の一体化が図れる、そういった面で現計画がベストだと思っておりますので、それ以外のことは一切考えずに、現計画での実施ということでですね、申し入れをしております。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は 10 時 25 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

6 番、宗像議員。

○6 番（宗像） 6 番、宗像です。まず、道路管理について聞きます。町道において道路が陥没し、しばらく補修がされないでいた箇所がありました。十数年前に府中町で町道で陥没が起こり、そこにバイクが車輪を取られ転倒して、運転していた方が骨折されました。このことについて道路管理の瑕疵を問われ裁判になりました。判決はバイクの瑕疵を認める反面、町道管理の瑕疵を認めて、行政が賠償金を支払うことになったことがあります。このようなことが起きないためにも、道路状況の確認は定期的に行うべきと思いますが、現在どのような管理が行われているのですか。また、新開蟹原線の植栽のハナミズキにつきましては、ハナミズキ通りと言っていいほど時期になるときれいな花を咲かせて、通行する者の心を和ませてくれております。しかし、植栽されてなかったり、枯れてなにもなくなった箇所が相当あります。見苦しく、歩道の中にあることから、段差ができて少し危険が出ております。その解消も含め、この場所を地元に開放してルールを定めて花木を育てていただき管理していただいてはどうでしょうか。次に受付窓口での接遇のことです。聞きます。これは実際に窓口業務であったことですが、簡単な事案の申請書類を提出するときに、申請書類を提出するだけである、受け取ってほしいとの旨を説明して対応者に提出しようとしたら、担当者は受付に出た者が書類を一瞥もせず、担当に替わりますと行って受け取らず、わざわざ担当者を呼びに行きました。そ

して担当者に替わり書類を渡すと、はい、確かに受け取りますと言ってそのまま書類を受け取りました。専門的な詳細の確認をしなければならない案件ではなく、年間数百件申請のある常時行われている事案でわざわざ担当者に替わる事案ではないのに、この様子を見ると全て担当者が対応しているように見えます。一例としてある部署での事案を上げましたけども、他の部署でもこのようなことが見受けられます。このような接遇について、どのような指導を行っているのでしょうか。また、このような事案に対して直接指導すべき立場にある幹部に対する指導はどのようになっているのでしょうか。最後に、東広島バイパス曾田ランプ下り線と県道矢野海田線の交差点における安全について、2月議会において質問をし、国において対応を検討していると説明を受けましたが、その後どのような進展をしてるのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。まず、道路管理についての質問でございますが、町民サービス室のパトロールや職員が外出する際などの機会を通じて、補修箇所等の早期発見に努めております。次に、ハナミズキ通りの植栽については、道路里親制度の活用を検討してまいりたいと思っております。続きまして職員の指導についての質問でございますが、職員には状況に応じた住民目線での接遇を心がけるよう指導しております。また、幹部職員については、機会あるごとに私や副町長から直接指導しております。今後も一層の指導と注意を喚起し、住民サービスの向上を図りたいと考えております。続きまして、東広島バイパスについての質問でございますが、6月頃に国土交通省が業務発注を行い、交通処理の検討を行うこととなっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず職員教育について聞かせていただきますけども、一番大切な問題、昨日もある議員が質問の中で言われたと思うんですけども、来た側から見れば誰でも町の人間。受ける側から見れば、確かに自分の専門の分かも。でもそこに来た住民側から見れば町の職員、例えば極端に言えば住民課の窓口行っても、2階における総務や建設課の人間と誰でも皆一緒なんです。その思いが職員に多分欠けてるんじゃないか。今の職員、確かに優秀、僕らがおったときよりも優秀な職員いっぱい入ってる。ただ、点は見えるけど、横の幅が見えない職員が多い。こういう者に対してどういうふうな形で接遇の教育をされてるのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ここ最近の職員研修で申しますと、新任職員が入りました初日に私の方から地方公務員の心構えということをお話しますが、その一番最初に話しますのが、海田町丸々課の職員である前に海田町職員であれと。今議員がおっしゃられたことと全く同じことを申しまして、外から見られた場合には、例え1年目の職員であろうと誰も1年目だというふうにはすぐにわかってくれない。何々課の職員だと言っても、それは相手はわかってくれないという話をしております。まず海田町職員の出発地点でそのような教育をしているところがございます。誠に申し訳ございませんが、効果のほどは若干疑問に感じているところはございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）入ってきた職員やら、広島の方へ研修に行かせて、一生懸命新入職員にさせている。しかしもう1点大事なことがある。それを指導する幹部職員、その後ろで見て、ただ後ろの机に座って仕事をしよるだけを見てるんじゃない、そういう幹部職員に対してはどのような指導をされているのか。また昨日、副町長の答弁の中でありました、先日幹部に指示を出したという説明をされました。実際にそれが本当に効果が出てるのかどうか。特に僕は一般の下の職員よりも、上の方の職員がきちんと目を見て部下を指導してるのか。特に仕事っていうのは一人ですもんじゃない。組織。係であれば係で仕事、課であれば課で仕事、そういう形でやっていかなきゃいけない中で、上の方から見る目線の中でそういう指導に対してどういう研修をされてるのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これも月に1回幹部会議が開かれますけども、課長級以上の職員が出てくるわけですけども、その席でできるだけ具体的な事例をあげて、他課でこういうことが起こったと。それぞれの課においても同じようなことが起こる、だからそういうことを次の日の朝礼等でそれぞれの職員へ徹底するとともに常日頃からということで、業務上の指導だけではなく、そういった接遇、いわゆる住民対応ですとか、電話のかけ方、そういうような部分においても指導するよというふうには、やはり会議での伝達というのはなかなかというところがありますので、直接職場をある程度機会を見つけまして巡視して、そういった部分が徹底されているかというところの確認をしているところがございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これ実際にあつた話です、たったこの前、前議会で予算委員会において予

算資料の説明に過誤がありました。これご存知と思います。そのときに町長が頭下げよる、その部下が頭下げよる、その中でその間における人間が横向いてニヤニヤしよる。こんな職員指導してどうなるんですか。それをそこでまだそれならまだいいですよ。その後、これおかしいんと違うんじゃないですかと指導加えたら、職務命令、副町長、そういう職務命令出すんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）言われている事象についてよくわかりませんが、そういった今おっしゃられたような、住民の方、議員の方への対応という中で、そういうような職務命令は通常ないんだろうなと思っておりませんが、具体的な事実についてよくわかりませんので、確たる回答はできません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）一番大事な、要するにいくら上が一生懸命下を育てようとしても、そういう中間におる人が、管理できるような立場におる人がきちんと襟を正して動かないと、僕はできないと思います。その辺を正していただきたいのと、もう1点、接遇の問題の中で一つは、要は他町の人間が多い。だから結果的に地元の誰かもわからない、だから声をかけにくい、そういうところでの見逃しもあると思う。そういう意味の中で、これ今からこの6月以降、今度は防災の問題で、水防の問題でいろいろと夜中に招集かけたり、それから時間外招集かけたりすることたくさんあると思います。休みの日に出て来んといけん。そういうときに地元の方におればすぐ来れる。町外の人間、極端に言えば市内から来ようと思えば最低でも30分かかる。これは交通がいい状態。水害なんかで発令しなきゃならんような状態では、そんなもんじゃ来れんケースが多いと思うんですよ。そういう意味でね、それやら接遇やなんか声をかけやすい、そういう意味を踏まえて、地元採用枠を設けられた方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）職員採用にあたっては、やはり専門性とかいろいろとございます。そういう中で一律的に地元採用枠という問題がいいのかという問題がありますが、確かにおっしゃいましたように、危機管理とかそういうことを考えますと、地元に住んでいる職員が多い、これに越したことはございません。そういったところは総合的に判断して今後の採用計画を立てたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それ以外にも例えばいろんなことが住民の方へ連絡を取った、それについて問い合わせされた方が留守だったので逆に問い合わせたら全く担当者がおらんからわかりませんかというのによくある。だからその辺も踏まえて、朝必ずミーティングやられていますよね、どの課も。そこらで連絡事項をしっかりとやる。そしてそういうものをきちんと誰が見ても対応できる、さっき言いましたように、一人が対応するのではない。係として課として対応していく、強いて言ったら町全体で対応すべきと私考えますんで、その辺はしっかりやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、それぞれが組織で対応しておりますので、そういった情報共有には努めさせていただきます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）次に新開蟹原線道路管理とその絡みでちょっと質問させていただきます。先ほど町長の答弁に道路パトロール隊、それから町内パトロール等に併せてそういう点検をさせていただいておるといふふうに言われたんですが、その中で、それが悪いというのではなくて、今、建設の職員、人数が足らんで現場が大変だというのはお聞きしております。そうした中でそれを増やしてまでやるというのは、ちょっと困難だろうと思うんで、一つの提案として道路パトロールについては、町内通送で書類を配って歩いとるのがあると思うんですよ。そういうのを活用して、今日はこの地区を重点的に回ろう。この地区を重点的に回りながら行こう。それから今度はこの地区を重点的に回ろういう、一つのついでに回るいうやり方。それから建設課の職員においては、ただ現場管理で現場へ出る、現場行ってぼっと帰るんじゃなくて、それは朝のミーティング等を通じてね、今日は帰りにこの地区を重点的に物事を見よう。そうすれば、先ほど言いましたような、陥没やなんかを2か月も3か月も放ったらかすようなことは減ると思うんです。無くすのは無理だと思うんですが、減らすということは大事だと思うんですよ。その辺についてどうでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）道路管理のパトロールについては、町長答弁でも申し上げましたけれども、現在町民サービス室において各施設のメール便を配付する中で巡回もさせております。議員ご提案のような地区別の重点的な巡回ということもございますので、今後ち

よっとそこら辺りを視野に入れながら巡回の仕方は検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）建設課の方においてもですね、ただ単に現場から帰るときに見るとかいうんじゃないですね、今言われたように、現場もある程度区切っておりますので、それらを踏まえて地域的に回るとか、そういったことも今後検討してまいりたいという具合に考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それから新開蟹原線の今の植栽の絡みでございます。今実際に多分これ無断じゃろうと思うんですが、花を植えてきれいにされてたり、これ一番もっと悪いのが桜を植えている方がおられると思います。これ結構木が大きくなるとんで、最近じゃないような気がするんですが、その辺について認識をされとってでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）どこに何本、誰が植えとるかというのは認識はしておりません。ただ、そういったのが生えとるとか、地元の人が花を植えていただいておりますかというのは認識しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私は植えることが悪い言うんじゃないかと、きれいになるんでどんどんやっていただくべきじゃないかと思うんですが、ただ、ハナミズキが植えてある。その側に一緒に大きな花木が植えてある。これやっぱりまずいんじゃないかと思うんですよ。だからそのために使ってもいいけど、ルールはこういうふうに、木はハナミズキじゃないところに植えていただくとか、花を植えるにしても、例えば石をいっぱい並べとる、その石については置かないようにとか、その一つのルールをやっぱり定めて、使っていただく方に定めてやっていただく。それは必要と思うんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）建設課の方で現在、道路里親制度道楽隊いうのを3年前から設けておるんですが、それらの活用を図ってですね、住民さんと一緒にそういった植栽の管理ができるような形を今から周知徹底の方をしていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私が言うのはそうじゃなくて、確かにそういう組織を使うのも大事かもし

れないですけど、多分あっこ今実際植えられてる方、家の前ちょっと殺風景なし家に植える所が無いから植えたい。そういう人たちを活用されてはどうか、そのためにきちんとした、例えば高さはこれ以上の木を植えたらいけませんとか、ハナミズキの側には植えないようにとか、そういう一つのルールをつくった状態できちんとした格好で使用していただくっていうことを申し上げているんであって、ちょっと趣旨が違うと思うんですが、どうでしょう。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今ある制度を活用しつつ、今議員が言われたことも踏まえて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）もう1点、ハナミズキ、確かにきれいなんですけど、今、緑の葉が生えてすぐ目に新鮮なんですよね。残念なことにちょこちょこ間に枯れた木がある。枯れた木だけじゃなくて、支える木だけが残るところもある。その辺もそうだと思うんですが、パトロールしとれば、ちょっとこれまずいから、枯れた木を切るだけなら簡単にできると思うんですが、わざわざ委託かけんでもできると思うんで、その辺もやっぱり見ていただきたいな、その辺も併せてやっぱり整備していただきたいということで、これは終わります。次に最後に東広バイパスの件、これは何度も申し上げてます、国交省6月から業務委託するとおっしゃられてる。でも前回の議会のときにいただいた資料、交通量の問題、現在約1万台県道矢野海田線を走ってる。推定では国道2号から流れてくる車6万台のうち約半分3万台が流れて来るんじゃないかというふうに推定されているような数字をいただいたと思います。4万台になったときに今の県道矢野海田線、1車線で本当に持つんだろうか。それと今の信号制御、確かに国交省がランプとの接合部分の安全性は考えてくれると思うんですが、それ以後の部分、要は接合した後から次の海田ランプに上がるまでの間、その間をどうするのか。その辺についても、やっぱりこれ信号体系も含めて、早いうちに各者と協議を、県道管理者とも協議をしなければならんと思うんですが、その辺の協議も積極的に町からやるべきと思うんですが、それについてどうでしょう。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）その件につきましては、まず、海田町としてはですね、今の東広島バイパス、それから南道路のですね、高架化の早期実現をとということでですね、昨年度、

それから年度当初もですね、国土交通省の方に重ねて町長と一緒にですね、お願いに行ったりとかいう活動をしておりました。しかしながらですね、残念ながら今年度の実施設計の着手ということにはちょっと至っておらんようなんですけれども、今議員がおっしゃったように、道路交通量がかなり増える部分について、平面部に下りてまいりますので、そういったところの対策はですね、今後、国土交通省の方と調整してですね、お願いをしてまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）海田町ができる仕事じゃないんですけれども、海田町が積極的に動くことによって、動かないもんも動いてくるんじゃないかと思しますので、積極的にして、それから国交省よりも、これ管理するのは県道ですから、県じゃないですかね。県の方へ積極的に働きかけるなり、信号制御の問題も併せて公安委員会に積極的に働きかけるなり。去年の6月頃じゃったんじゃないかと思うんですが、私いっぺん提案させてもらったと思うんですが、県道管理者、公安委員会、国交省、海田町、それらを含めた一つの協議会をつくるなりして、そういうもので対応していくのを昨年ちょっと提案させていただいたと思うんですけれども、その辺も含めて、やっぱり、スポットではなくて、大きな枠として捉えてやっていただく必要があるんじゃないかと思しますので、ぜひともやって、とにかく海田町民に迷惑がかからないような、迷惑かからないことは絶対ありえないんですけど、最小限に抑えるような形で努力してください。

○議長（久留島）14番、前田委員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、山畝についてということでお尋ねいたします。山畝地区は地番混在地区であり、それぞれは地番界が明確でないということは、今更申し上げなくても皆さんご存じのことだろうとこのように思います。また、このことが簡単に結論の出る話ではないと、こういうことを十分承知しております。本地区の道路は町道認定をしておりますが、民地との境界をどのように定めておるのか。まずこのことを1点目お尋ねをいたします。また、町道認定に際し、地主との契約というか、その取り決め、土地の扱いをどのようにしたのかも併せてお尋ねをいたします。早くからこの地区の下水道の整備の相談もありますが、道路の所有関係が明確でない。そのために何の返答もできません。聞くところによると、下水道の整備計画図面も既に完成しているが、公共下水道は公道に布設という原則があり着手できないというような話も聞きます。どのようにして下水道の整備図面を完成させたのかをお尋ねいたします。併せて、今後

この地区の下水道整備計画もお尋ねいたします。また同じ町民税を払いながら、この地区だけの下水道の整備ができないというのは一種の不公平行政でもあるとも考えます。この解消方法は、町において何か考えているか、お尋ねをいたします。またこの地区の建物も相当老朽化しており今後、建て替え等の建築確認、いろいろ諸問題が出てくると思いますが、そのためには町は何らかの策を講じて、現状道路の部分を町有地にするとか、何か対策を講ずる必要があるのではないかと、このように思います。町についてその考えはどうか。また個人が直接町道部分を寄与するとかいうような話も聞きますが、定かではありませんが、そうなった場合に町は必要経費の多少なりとも負担するその考えもあるのかどうかをお尋ねいたします。次に連続立体交差事業についてお尋ねいたします。先に県において見直し、または広島市及び海田町の部分の連続立体交差事業中止の発表がなされてから、相当の日時が経過しておりますが、町においてはどのような対策をしておるのか。副町長の信任問題等で県とのパイプ役であるのでぜひ必要だと、このようなことも言われておりましたが、町において何もしないというのも問題があるかと思っておりますが、その後の動きをお尋ねいたします。また私ども町議有志 10 名が先に国土交通省、都市整備局ほか何箇所かをこの連続立体交差事業の要望書等持って 1 月 21 日に尋ねておりますが、その件について海田町の動きはどうなっておるのか、どうしておるのかという問い合わせが入っております。私ども議員もそれなりに運動をし、町のため、広島市東部地区発展のために努力をしておりますが、町の舵取りというか、その町長の動きが見えておりません。町長が寝ておるようでは何もなりません。県において早く本事業の早期着手の発表をするよう働きかけることを強く町長にお願いをいたします。その決意行動の予定等があればお尋ねをいたします。またこのことについてもっと突っ込んだ話もきておりますが、あえてここではいたしません。県とのパイプという、副町長、名目で再任されましたが、どのような活動をしておるのか。その後、約 4 か月間ぐらいなりますかね、2 月何日かですから。その辺の動き、活動をどのようなことをされたかをお尋ねいたします。以上でよろしく。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず、山畝地区についての質問でございますが、1 点目の官民境界については、ご質問のとおり、公図が混乱しているため、確定しておりません。また地主組合との取り決めにつきましては、その内容を確認できておりません。2 点目の下水道整備につきましては、地元の意向を受け、現地測量を行

っております。公図が混乱しているため、実施設計に向けて、地主組合の方と協議をしましたが、問題解決に至っておりません。3点目の山畝地区の問題解消法については、抜本的な解決が図れるよう検討してまいりたいと考えております。続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業の質問でございますが、見直し案発表後、事業主体である県などに対し、再三にわたり現計画の事業実施を要望しております。県は具体的な計画について何ら示しておりませんが、県議会や市議会においても事業の見直し案に伴う本町への影響などについての質問がされているようです。今後につきましても引き続き機会を捉えて、知事や市長はじめ、県議会議員、市議会議員の方々などに現計画の事業実施を要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず最初にね、最後の方にちょっと言うたと思いますが、地主組合というか、地権者においてこの地区の道路等の整備をしたい。場合によっては寄附してもいいということで、それに町費の負担をする考えはないかというのを一番最後に言うたと思うんですが、これの答弁が無いように思うんですが、これについてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）山畝地区の公図混乱の解決方法につきましてははですね、今後どのような解決方法があるのか検討してまいりたいということでございまして、今たちまち地元の方が行う測量費そのものをですね、お支払いする方法がそれが一番いいのかどうか、その辺も含めてですね、今後の課題ではないかというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから課題はいろいろあります。いわゆる混雑というか、地番界が明確でないということは先ほど町長答弁にもありました。だからそれを今言いましたのは、地主組合側においても多少整備しようという動きがあるという中で、その測量費等の助成、それについて今尋ねておるんで、若干ちょっと今の部長、私の聞きたいこととずれるように思うんですが、再度、負担金について、負担金という言い方もおかしいかもわかりませんが、測量費等の助成、こういう事でお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたその地主組合の方がどういう形で測量されるかというところが、まだ十分に把握できておりませんが、必要に応じて町がどのような負担が

できるかということは考えてまいりたいと思います。議員おっしゃいましたように、町道の確定をする、それから下水道を引く、それぞれそういう公益的部分があるわけですから、そういう部分についての負担については考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それで、今そういうことで、副町長、非常に進んだ答弁なんでありがたいんですが、先ほども言いました、町道認定をしておると、こういうことなんです。ところが、地主側との取り決めも何も無いと。どうもこれただ町道にだけは認定しておく。どういう手法でこういうことができるのか、ちょっとその辺を尋ねてみたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）町道認定の方法は現在もほとんど変わっておりません。まず、議会の方にですね、案を提案して、そちらで議決をいただければ、町道認定の告示ができるということでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度そういうことで、後の今言う、現在の道路、現状道路というか、いわゆる認定部分、こことのいわゆる民地というのかね、これはただ単に一つの地番の部分的なここに線を入ただけで町道認定としとるものか、境界の扱いというのかね。ちょっと説明がいいのか悪いのか、言うとする方もようわからんが。いわゆる一つの地番の中で道路になっておる部分と宅地になっておる部分があるかと思えます。これの境というのは、要するに測量といいますか、例えば100平米あるなにかの地番のうちの50平米は道路になっておるが、50平米は民地と、いわゆる宅地として使うとるんですよ。この境界をどのようにして設定しておるかっていうね。道路部分になんぼ取られて、宅地部分になんぼ残っとる。こういうのはある程度把握しておられるのか。この辺をちょっと訪ねます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）道路の管理の観点から申し上げますと、認定のあとに区域決定というのをやります。ここのところの幅員がなんぼ、幅員が変わったらそのところがなんぼという形で区域決定をしておりますので、道路の管理の観点から言えば、そういった形で管理をさせていただいております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）補足いたしますが、道路管理上では、現在の道路がどういう状態にある

かという形で認定しておりますが、それと地番、それから公図、それが全く一致していないのが当該地区でございます。そういう意味では、議員がおっしゃいました、何番地の土地のうちのどの部分だけが町道で、どの部分が宅地だということについては、この地区についてはなんら確定ができておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）わかりました。次またこれはそういう、やっぱり先ほども言いましたが、建物そのものが相当老朽化しておる。今後そういう建て替えとかね、住民の安全云々という問題が出てきたときに、やはり何か多少犠牲を払ってでも、この地区の道路はね、町道、いわゆる測地というか、現状部分である道路を町有地にいち早くすべき必要があると、このように考えます。その考え方、認識というか、町道にする必要があるのかないのか。現状のままでうやむやで逃げていくのか。そういう地主に動きがあれば、買うてまではできんかもわからんが、場合によってはそういうふうにもなるかもわからんが、ぜひ町道にしたい、こういうような決意が、意向があるのかどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この地域につきまして道路、そういった部分については解決を図ってみたいというのが、地主組合の方もそう思っていると思っておりますが、町側でもそのように思っております。このところについては十分に検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それではね、今度は後の立交の話でね、先ほども行ったり来たりしながらちょっと言いましたがね、副町長、県とのパイプ役ということであんたも頑張っておられるということなんじゃけどね、先ほども言いました、これも答弁が返ってないんですね。県議会議員やら市議会議員に引き続きお願いする、現計画でお願いをしたいと、かいつまんで言えばこの程度しか返答が返ってないんですよ。だからこれも最後に言いましたね、副町長、その後4か月間どういう動きをしたのか、そこをちょっと聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私の立場では県のトップに直接会うというわけにはいきませんので、いわゆる中間の幹部という形になりますが、そちらに対しては現在の署名活動、その他の動き、そういったことを伝えまして、町としては現計画と、しかしながらもう一つ問題があるのは代替策、その他が昨年2月に見直しが出てから、1年以上も経つ中で何も逆

に示されないこと自体に問題があるのではないかという話はしております。残念ながら力不足かも知れませんが、残念ながらそれに対してなんら県の方針というような部分が私自身に対しても回答がきていないというのが現状でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほど来、ほかの議員の答弁でね、こういうのも返つとるんだがね、これは副町長答弁、県は早く合庁を売りたい意向がある、これはなにがしかのパイプじゃろうとは思ふんよね。そういう意向があるのならね、あなたの立場としていち早く町長に助言をして、ほんで町長も先ほど来、昨日からも何名かの議員でね、この立交をどうするんか、なんとかせえ、活動せえ、それはもう現計画でやりにゃならんと、誰しもが同じ認識をしとるんですよね。これ変な例え話をするとね、道路の真ん中で手広げて立っとな、どうぞ車の皆さんお通りください、お通りくださいと言っとなのと一緒や。立交やる言うたら、役場はどけにゃいかんのよ。それを一番後にして、町長答弁、県の動きを見て考える。今言うた、どうぞお通りください言うて道路の真ん中に手広げて立っとなと同じことなんよ。一番早うこの庁舎が邪魔になる。そこで今の副町長のそういう答弁ならね、例えばあれは4億何ぼ、約5億足らずという合同庁舎の数字もこれは庁舎の特別委員会であ、建設特別委員会であ、出てるわけですから、それを今言うパイプ役だから、あわよくば4億になる、3億5,000万になる、3億になって、そこが副町長、あなたの仕事であ、町長に助言すべきじゃないかと思うが、今の話二つになります、いち早く庁舎をどけるべきじゃないか。こういう助言してこうやってやるべきじゃないか。その辺の考え方はどうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては、町長答弁にございましたように、現段階では庁舎問題よりも、まず、立交について現計画どおりにやるように県に申し入れるということが第一義であるということにつきましては、私自身もそのとおりで思っておりますから、そういう方向で町長の手助けというのがいいかわかりませんが、町長に命じられるところによって、そういう動きをしております。2点目につきましては、買うということになりますと、具体的にどういう形で買うかということが必要になりますので、現段階におきましては執行部としては仮庁舎としての使用、議会側の方では庁舎としての使用ということになっておりますので、買い受け申し込みということは非常に難しい。ただしそういう議論がある中で、県が一方的に売らないようにということをお願いする

ということが現段階での私の使命だと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これもね、昨日から今日にずっと出とるんですがね、企画部長、課長、片方では場所も決まらない、金額もわからない、部長答弁で駅前では28億、これは庁舎建設特別委員会でもね、言うたんだと、片方は押さえとって、片方はこういうことを言うてるんよね。ここらもね、なんかもう合わん。こんな話ね、もっと内部で統一した答弁をしてほしい。これは後日の、今も出とった職員教育の問題だろうから、あえてそこには言わんが、しっかり職員教育、こういうところは統一して答弁をしてください。こういうことだけにしておきますが。今言おうとしとるのは、副町長、予算がわからんとか、仮庁舎で使うというのはね、例えば今28億という数字をとればですね、県の庁舎跡地を仮庁舎として使おうとすると、先ほど来もありました、空調が駄目、建物は耐力壁式建物である。そうするとこの改造とか空調とか引っ越しに、忘れたけども、3,000万とか6,000万とかかるという話、年間7,000万円の使用料を払うんだ、3年ほど借りてこないしよったら、5億、6億の話になっていくんだよね、建物の耐震がどれだけかかるかは試算ができておれば答弁してほしいけども、先ほど来仮庁舎の耐震補強のね、耐震力がないと言われるが、耐震補強の試算は示されておらん。だから耐震補強の額がアウトでわかればそれもお願いしたいんだが、私のどんぶり勘定でいくと、そういう空調とかね、そういうようなことを考えたときにね、使用料を考えたときにね、28億の工事というか、建物を建てるためにね、5億も6億も仮に使わないといかんというのはね、こんな馬鹿なね、税金の無駄遣いの話はないと思うんよね。ここらはどのように考えるか、答弁願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一昨年の12月の補正で一応数字を出しましたが、あれから経過しておりますので、現段階で仮庁舎ということになると一定の調査が必要だと思っておりますし、耐震改修ということを見込んでの調査を行っておりませんので、いくらかかるかというところは今の段階ではわかっておりません。それから仮庁舎をとる形になります場合には、短期間でございますので、やはり借りるということになると思いますが、ここを購入するかどうかということになった場合には、やはりどういう目的で買うかということを行った上で手を挙げないといけないことになっておりますから、現段階では議会側の思いと執行部の思いが違う中で購入ということは非常に難しいと、一定の整理がつか

ないと買うことができないと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、今もありましたがね、計算はしてない、私も5億、6億という数字、はっきり言ってどんぶりのいいかげんな数字、だからそんなもの試算したわけでもなんでもない。ただあなたたちが言われる引っ越しだけには3,000万だったかな、そうすると仮庁舎ということになると少なくとも2度引っ越しせにゃいかん。これだけでも6,000万円かかると、こういうことを言いたいわけよね。だからできることなら2度のものを1度の方がいいじゃないか、こういう提案なんよね。その中で、建物は既にあなたたちも言われたとおりなんよ。耐力はないですよ、耐震なんぼか、5か6か、そんな話は別の話。耐震力はありませんと、なんぼで話言うとるんか知らん。7で言うとるんか、5で計算しとるんか、知らないけども、いずれにしても耐震補強をやらないと使えませんと言うとることについては、あなたらもそのとおりじゃろうと思うんですよ。だからあれだけの建物を耐震補強すると、500万、1,000万、2,000万の金ではできないから、どんぶりで言うでも、2億やそこらの耐震補強費用がかかるだろうという私のどんぶりで4億、5億言うとるだけなんよね。そこでこれも4億なんぼ、5億足らずであれだけの土地が買えるいうわけだから、議会と町長部局と意見が合わないんだと、こう言うたとしてもね、庁舎建てる目的なら目的でね、私どもは。町民もね、同じようにね、あっこに役場を持っていったらいいの、あっこはいう話はね、随分あるんです。合わんのは町長部局が合わんだけで、議会と町民はおうとるんですよ。だからそういう仮設とか、仮補強、引っ越し云々もろもろを考えると、あっこの土地買ってお釣りがくる、これを言いたいわけよ。本音の話ね、あちこち遠回りになったけど。だからそれを再度ね、駅前がいいのかどうか知らんけども、なんかくだらんとこで町長、議員の皆さんと相談しながら、私の考えを変える気はありませんと、いつかも言うた、言語明瞭意味不明、そういうことだから話がつかん。町民もそういう意向によって選挙で勝ったか負けたか知らんが、日々動いとるんだ。皆、町民の考えであろう、議会の考えであろうね。そこがいいと言うとるんだから、町民の声を町政に生かすのが町長のわし仕事じゃろう思う。今言うたように繰り返しになりますが、そういう仮設に5億も6億も突っ込んだらね、土地代が浮いてしまう。その上、あっちの方で5億も6億も使うといて、また駅前の方で3億4,000万か4億かなんぼかして、土地を買わにゃいかん。28億の仕事をするために10億の無駄遣いしとる。こっちでは28億で建てますよと、こういうこと。

どんぶり計算したら 38 億になつとるわけよね、これが。そういう無駄遣いはやめませんかとかいうて言うとるんだが、どうなんですかその辺の考えは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階では仮庁舎が必要かどうかわからないとなっておりますので、町長答弁でありましたように、そういうスケジュールが確定しましてからその議論はさせていただきますと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、なんぼ言うても考えがそういうことなんじゃろうけどもね、先ほども言うた。連続立体交差現計画どおり進めてください、進めれば当然庁舎役場が邪魔なのはわかっとる。だからいち早く役場を引っ越しして、早く連続立交をやってください。こういうのは町長、筋じゃろう思うんよ。それをさっき言うた、道路の真ん中で手広げて通行止めしといて、どうぞ車の皆さんお通りください、おかしい話じゃないの。例え話いいか悪いか知らんけどね。今、町長がやっておられるのはそういうことなんです。現計画どおり連続立体交差はやってください。ほんで道路の真ん中で手広げて、車通られんようにしといて、やれやれ言うて、できるわけないじゃないですか。どうですか、その考えは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日も申し上げましたように、海田庁舎の移転ということは、連続立体交差がされるということから始まった経緯がございますので、それらの原点に返ってですね、我々が当初から望んでおる連続立体交差を県に必ず実行していただくと、そういうことに始まってですね、今現在、県の方の政策的なことではっきりしたものが出てきませんので、それを踏まえてですね、今後現計画をしていただくということに尽きるということ、昨日もお願いしたとおりでございますので、誤解のないようにお願いします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）もうええんですがね、誤解はしとらんですよ。むしろ誤解はあなたの方がおかしい。さっき言うたように、道路の前で手広げるのはあんたなんだ。ねえ、町長。現計画どおりお願いするいうたら、早く電車が通れるように、仮設線がひけるように、ここまでうちが準備しとるんだから早くやってくれ、これが筋じゃないかと思うんよ。もののどおり順序じゃないか思う。立体交差、早うやってくれ、やってくれってあんた、線路の真ん中石ころ置いたり、ビルを建てたりしとったら、線路引っ張ろう思うても、

引っ張れんじゃない。だからあなたの答弁はおかしいですよと言うと。そこら辺を今後はね、これだけ言うとしても一種の水かけ論になるから今回やめるけども、機会があったらまたあれじゃがね、だから一言だけもう一回だけ聞きますよ、繰り返し。いち早く庁舎をどけて、線路が引ける状態にして、早くやってくれと、これが順序じゃないかと思うがどうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も繰り返しでございますが、連続立体交差のために庁舎の移転が強いられとるわけでございますので、その点がですね、町民に対する影響力、現在立ち退かれた方が約 90 パーセント以上の方が用地交渉ができておる現状において私の考え方はそれに従うべきだというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）町民の皆さんは9割の人は協力してくれとる。ところが一番協力せにゃいかん役場がね、協力しとらんよ。もう1回ね、冷静になってね、町民もそこまでやって、海田のため、広島市東部地区の発展のために、皆さん協力しておる。それをくだらんことで町長だけが頑張ったたら、いつまで経ってもできんと思うんで、今後のためにも一考で。お願いでやめますけども。ありがとうございました、終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は11時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第2、第21号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第21号議案、工事請負契約の締結について、曾田地内外における瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事の請負契約を締結することとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第21号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事

名は瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事でございます。工事の箇所は、海田町曾田地内外、請負金額は7,371万円、請負者は江草興機株式会社代表取締役、江草将史で、工期は議決の日の翌日から平成26年1月25日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は他団体での同様の工事の実績を参考に11社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格を下回り、最低の額を提示した江草興機株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては、担当課からご説明します。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）それでは、工事の概要について説明いたします。資料2の工事箇所図をお願いいたします。この工事は浸水対策の一環として整備する瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事です。位置図にピンク色で示しております区間、36メートルにつきまして、昨年度に引き続き、幅4メートル、高さ3メートルのボックスカルバートを設置いたします。鋼矢板を打設し開削工法で施工してまいります。日中は工場に出入りするトラックが多いため、工事は夜間施工にすることとしております。昼間は覆工板を設置して交通解放いたします。工事の施工に際しましては、歩行者及び通行車両等の安全対策を十分に行うとともに、住民のご理解とご協力を得ながら、皆様にご迷惑をおかけしないように工事を進めてまいりたいと思います。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと聞いてみますが、以前から私は入札のやり方について聞いていますが、県は入札に予定価格を示して、この工事は予定価格はなんぼじゃけん、それ以下でやってくれと予定価格を示されますが、海田町は今どのようにやっておられますか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）海田町におきましては、事前の予定価格は公表せず、入札を行いました後に予定価格の方を公表しております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私はそれは逆じゃないかと思いますがね。私は一般質問もしましたが、入札する場合はですね、予定価格を言うてですよね、それぞれの見積もりを入札の前に提

出してもろうたらですよ、一番速やかに談合も何もはっきりないいうようにわかりませんが、入札が済んでから予定価格を言って、なんの意味がありますか。だから私は入札の前は必ず積算書を提出してもらいなさいと。そういうことはやる気はありませんか。なんかあったらなんかの場合は県の方法、入札やなんかの方法に準ずる、資格やなんかのことも準ずる言われますがね、こういうことをいち早く県やあれがすることと、メリットがあったら、それを利用される考えはないか。入札の後に予定価格が公表されたいうて、なんの意味があるん。ほんじゃ今ちょっと聞いてみるんじやが、予定価格と江草工機は何パーセントで落札されたか、予定価格の、ちょっと公表してください。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の入札で予定価格は8,200万円と定めております。江草工機の入札額が7,020万円でしたので、落札額は約85パーセントでした。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県におきまして予定価格を事前に公表し、その後、事前に内訳書を求めるということを行ってありました場合の審査の度合、審査の事務量、その他を考えますと、現在の海田町の執行体制では事後公表で行わざるを得ないというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料1の入札状況を見ますと、今回落札、今予定価格の85パーセントの7,020万ですね。ただ、この11社が参加されておまして、一番高額の金額は9,200万、8,900万が数社、8,500万、600万でございます。先ほどの説明をお聞きいたしましたら、実績がある考慮で選びましたということですが、この数年かけてのこの工事でございます。実績で7,020万でできる工事であるならば、設計金額が高かった可能性でないと、この9,200万とかいう金額が出てくるわけございませんので、なんかもう少し今後設計金額を含め、予定価格を精査される必要があるんじゃないかと思っておりますけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）予定価格の算出におきましては、国と同じ基準を設けておましてですね、それに基づいて算出したものを予定価格としております。しかしながら、今回落札された業者におかれましては、昨年度もこの工事をやられておまして、そういった実績の中からこの金額でも十分施工が可能だというふうに判断されたものと考えてお

ります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）当初予算をお知らせください。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）予算額につきましては、1億1,600万円でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）当初、議会に出される設計を含めて1億以上の予算計上されてて、今回落札7,020万ですね。これ私、昨年も同じ工事をされたということは、同じような落札金額だったと判断するんです。一番実績もあって、予定価格の85パーセントだから、この企業に落札をしたということですけども、これでもあまりにも9,200万と7,000万との差は、いくら業者間であったとしても、ひどすぎですね。今後もう少し今までの継続の工事を含め、設計金額を厳しく計算するという考えはないでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）おっしゃるように、例えば個々の工事ごとにですね、現場の特性を生かして予定価格、あるいは設計金額を変えたらどうかというご質問だと思いますけれども、そういった個々の現場ごとにですね、設計金額を変えるというのは非常に高度な技術を要しますので、広島県でもやっておりませんし、海田町においてもですね、現場ごとに、国の基準書に従わない形でですね、独自の金額を算出するというのは困難だというふうに考えます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。先ほどの財政課長の答弁で、当初予算が1億1,600万円っていうふうに答えられたと思うんですよね。それに対してなぜ予定価格が8,200万円なのか、この仕組みをまず教えていただきたいのと、第2点といたしましては、予定価格8,200万円で入札かけましたと、11社参加しました、予定価格以内で入札をかけた業者が3社しかいないんですよね。後はオーバーしていると。議案と違うんであんまり突っ込みませんが、石原配水池においても20社指名して10社辞退、予定価格以内で入札したのはわずか2社。明らかに積算が実際とくるってきとるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）この事業はですね、国の交付金を利用して行っております事業でござ

ございます。交付金の要望額が4,500万円にしておったところですが、内示額は3,600万円でした。いうことからですね、内示を受けた額に応じた設計金額を設定したということとでございます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）もう1点の質問については、私の方から答えさせていただきます。確かに一番安い価格で入札された方と一番高い価格で入札された方の差がですね、ここの現場については大きいということとでございます。これは各業者さんが各々の判断の中です、ここの現場は難しそうだなというふうにはリスクをですね、この入札価格にのせられて我々が算出した予定価格より高かったということはございますけれども、そういった業者さんの自由意思、その判断の中です、これぐらいの差が出てきたということだというふうには理解しております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この工事に関しては建設部長言ったところだと思いますが、全体的なご質問がございましたのでその点に答えますが、今、他の自治体におきましても、資材の高騰、それから労務単価が上がってきていると。現在、少し経済が回復しているという中で、そういう事態が出てきております。そういう意味におきましては、当然に今後の入札において現在はなんとか落札業者出ておりますけれども、他の自治体で出ておりますように、全ての事業が辞退したりとか、もしくは全ての業者がこちらが設定していく予定価格を超えるという事態も想定されないことではございませんので、適正な設計価格がはじけるように、それぞれの設計担当課に対しては今後指示を出してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）先ほど下水道課長の答弁で、交付金4,500万円を要望しとったら、内示が3,600万円になりましたと。それに基づいて設計はいじってないんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に当初はやりたい部分ございましたけども、内示が下回ったということで、当初予定してました区間よりも距離数を減らして、今回設計の方をさせたということとでございます。考え方としては、内示額が減った場合には、その分町費をつぎ込んでやるという部分もございますが、現段階での下水道事業のいわゆる会計の状況その他を見ましたときには、内示額に見合った工事の発注というふうには考えておりますので、

今回は申請額より下回ったということで、工事の内容を縮小するように指示をしたところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その話ようわかるんですが、交付金、要望額より減ったのは900万なんですよね。ところが実際、当初予算よりもかなり大幅に減らして、予定価格を組んでいる。極端に予定価格を減らしたとしか取れないんですよね、交付金の減らされた額に比べて。それはなにか特殊な理由があるんでしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）これは予算額が1億1,600万円でした。交付金が内示がいただけなかった額が900万円。補助率が2分の1でございますから、掛ける2、1,800万円、プラス単独事業費もございますので、約2,000万円程度の当初予算額から減らした設計書をつくらざるを得なかったという事情がございましたので、こういう結果になっております。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）貯留管でございますけれども、工場製作品のですね、プレキャスト製品を使っておりますので、例えば現場打ちで、例えば現物打ちの側溝をやるのであればですね、例えば1メートルピッチ、あるいは10センチピッチでも延長をですね、コントロールできるんですけれども、これについては長さが1メートルということでは調整ができません。そういったことからしてですね、ちょうどいい金額には必ずしもなり得ないということがありますので、こういった金額になったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですけどね、どうも今、答弁聞いて納得できんのかな。メートル単位でどうかと、こういうような話だが、単純計算すると36メートル、計算間違えたらそれなりに計算してくれたらいいんだが、260万ぐらいになるのか。メートルあたりがね。それでどういうふうになっていくのか、8,200万円が7,200万円、1,000万円ほど違うんじやがね。これでいくと約4メートルぐらいはまだできる計算にもなるし、過去こういう話があるときにずっとね、いわゆる国土交通省、ここがそういう積算資料としてフロッピーを出しておるんだと。だから積算はそんなに違わないんだと、過去ずっとこういう説明をされてきておるんですよね。なぜか今回それが外れとる

んで、なぜそうなったのかと、こういうことなんですよね。国の交付金が減ったからどうじゃ、そんなことはどうでもいいんよ。基準価格が国土交通省積算資料として一般に市販しとるわけだから、そんなに9,200万円と7,200万円と違うわけがないと、このように考えるんだけど、今言うたこれを単純にメートル計算すると、どんぶりが、頭悪いけわからんが260万ほどになる。メートル単価どうなっとるのか、昨年度の落札額。片方では、じゃけ今二つ言うたんで、片方では入札者がよその自治体では応札する人がないんじゃ言うてね。片方、副町長はそういう答弁しとるが、部長は業者が努力をしてこれで安くやったんだと。どうもここらがちぐはぐなんよね。話が合わんのよ、三つ目がね。どういうことか、この説明をしてほしい。今、三つ言うたんかいの。そういうちぐはぐ説明ね。だから最初からもう一回言うと、基準価格は一般的に市販しとる国土交通省の試算、積算参考資料があるんだよね。にもかかわらず、ここで業者がそういうふうにやった言われりゃそうかもわからんが、7,200万と9,200万、なぜこういう資料がありながら違ってくるのかというね。昨年、今年度はメートル単価が260万だけでも、昨年はなんぼじゃったか。それから先ほど来、単価が震災かなんかで単価が合わんようになった、どうじゃ言うて、応札者が無いんじゃと言うときながら、片方では業者が企業努力で安くしたんだと、こういうて言うてる。ちょっとこういう話の食い違い、これの説明願いたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）それでは何点かご質問がありましたけれども、2点ほど私の方で答弁させていただきます。まず1点目、国の基準を使っておればそんな差が出ないんじゃないかというようなお話があったと思います。基本的には国の基準に基づいて積算したならば、発注者の担当者が誰であっても違いはない金額が、ルールに沿って参照すればですね、違わない金額が算出できるということはあるかと思えますけれども、施工される業者さんの立場から言いますとですね、土質の状況であるとか、工場が隣接してありますとか、そういったもろもろ施工上の諸条件は多様でございますので、そういった観点で言いますと、業者さんがこの金額なら施工できると思われる、判断されるレベルはですね、差が出てくるということで考えております。もう1点はメートルあたり単価がですね、昨年度と違うんじゃないかというようなご質問がございました。おっしゃるとおりですね、昨年度と今年度は施工する位置がですね、若干違います。今年度は工場ですね、精密機械を設置されている建屋に非常に近いところで施工するということ

がございましてですね、昨年度は土止めのために矢板というものを設置して引き抜きをしたんでありますけれども、若干地盤に影響が出たということもありますし、今年度は精密機械に隣接する建屋に近くなったということでございますので、今年度は矢板を引き抜いて改修するということがまずいと、問題があるというふうに判断しておりますので、昨年度よりは少し割高になっております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）3点目については私の方から答弁させていただきます。私が申し上げましたのは、現在の他の自治体、他の工事におきます状況においてそういった高騰によってクラックが出てきているということを申し上げまして、幸いなことながら、海田町において現在成しておりますいずれの工事におきましても、それぞれの業者の営業努力なり工夫において、本町の予定価格内に収まると。ただしこの状態が今から続くかどうかというところがありますので、十分に注意していきたいという答弁をしたところで、建設部長の答弁と食い違いはないものと考えております。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）メートルあたりの単価でございますが、昨年度が178万円の落札でございます。今年度がメートル当たり212万円の落札でございます。

○議長（久留島）前田委員。

○14番（前田）昨年度のね、単価と単純に100万円ほど違うわけよね、メートルあたりが30万か。ここに9.5メートルの矢板いうて書いておるが、これ一般的に40センチぐらいの幅があるんだよね、9.5メートル。これ1枚なんぼして30万円になるのか。とても9.5メートルが10万円もせんのじゃろう思うんよの。40センチとするなれば2.5枚だよ、メートルあたり。これこのままボツにすると。補償の関係で。どうか知らんが、建物去年の方が近かったんじゃないか思うんじゃないけども、今年の方が近い。どうも図面見る限りでは、今年の方が遠くて、去年の方が近いんじゃないけど。その単価はどういうふうな、積算は言われんというんかもわからんが、この9.5メートルの矢板が10万円もするのかどうかっていうね。打つ手間は去年も今年もそんなに変わっと思わんんじゃないけど。何かその説明が毎回その場限りのなんとかしてそこを逃げにゃならんというのがね。こういう答弁が非常に多いように思う。それともう一つね、先ほども言うたがね、そういう国交省の積算資料、基準が出ておるんだよね。だから何メートルできるかどうか知らんが、そこで1億1,600万という当初予算を組んでね、銭がなかった

けえ、36メートルにしたんじゃ、こういうね。今言うたようにメートル200万円、ほんでこの差額が約4,400メートル、20メートルほどできんようになつとる。当初予算から言ったら、もう20メートル、4,400万だからメートル200万円にしても、まだ22メートルぐらいできる計算になる。少なし20メートルは、経費を見たとして。なぜこういう現象が起きたのかという、ここの説明をね、もう一回してほしい。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず積算におきましては、先ほど来から説明いたしました、交付金の内示額、これをまずベースにさせていただいております。交付金の内示をいただいたのが3,600万円です。補助率が2分の1でございますから、掛ける2、プラス補助対象外の工事も含まれますので、それを加味して、まず第1段階で設計書を作成いたしております。それに基づきまして、予定価格を決定していただきまして、入札に付していただいたということでございます。それからですね、先ほど来からの矢板ですけども、ちょうど地図でいいますと町道95号線という号線という字がちょっと見えると思いますが、あそこに正方形の、さいころ状の建物が見えるかと思いますが、ここへですね、東洋シートさんのシートをつくる精密機械が設置してあるということでございます。その設備がですね、非常に高価なものであるというような情報を得ましたものですから、先ほど部長が説明したように、ここの区間へのですね、工事の影響を最小限に抑えるためにということで、矢板35.6メートル、89枚に相当しますが、これを現地に残地するという判断をいたしました。その結果、この矢板の残地分がですね、メートルあたり単価にはね返ってきたというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。暫時休憩します。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。前田議員の質疑に対する答弁からです。副町長。

○副町長（三宅）前田議員から質問がありました矢板の金額についての答弁の前に、それまでの答弁におきましての数字が税込みになっているもの、税抜きになっているもの、混在して答弁しておりましたので、整理してそれぞれ答弁させていただきます。まず、

平成 25 年度当初予算に計上しましたこの工事につきましては、50 メートルの延長ということで、1 億 1,600 万円税込みで計上しておりました。この額は税抜きベースに直しますと、1 億 1,000 万余りという形になっております。なおかつ、国の交付金につきまして要望いたしました 4,500 万円国の交付金が来るということで算定いたしました。それに対しまして、先ほど申し上げましたように、国の内示額が 3,600 万円となりましたので、設計をやり直しまして、50 メートルの延長を 36 メートルの延長とやり直して設計をし直しますと、税抜きで 8,600 万円余りになります。これに対しまして、予定価格を最近の他の工事の動向、その他を見まして、予定価格を定めて、その予定価格が 8,200 万円という形になったところがございます。当初申しました予算計上額の 1 億 1,600 万円以外申し上げました金額は、すべて税抜、今回配布しております入札金額自体が税抜きで全部計算しておりますので、税抜きで今ご説明をしたところがございます。先ほどございました矢板の金額、その他につきましては、担当の方から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）それでは、先ほどメートルあたり単価をですね、落札価格で説明してしまいましたので、設計ベースで説明したいと思います。昨年度の工事はですね、メートルあたり約 220 万円でございます。今年度の工事につきましては、設計ベースで約 250 万円でございます。その差が 30 万円となっております。一方、矢板を残地、現地に残すことによる影響でございますが、メートルあたり約 40 万円のプラスとなります。なお、矢板の購入価格につきましては、現地に残す矢板 89 枚で 68.7 トンと、トン当たり諸経費税込みで 22 万 3,000 円ということになっております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6 番（宗像）6 番、宗像です。最低価格のことで、昨年 4 月から新しい方式で計算した最低価格を設けるようになって、計算をするようになってくると思うんですが、今は予定価格に基づく最低価格じゃなくて、それを計算した金額、もし公表できるのであれば公表していただきたいことと、もし公表できないのであれば、今回予定価格を決めた金額より上だったんか、下だったんか。次に最低価格がですね、次に 50 メートルを 36 メートルに設計し直されたということなんですけども、残った 14 メートルについては、来年度やるのか、それとも今年度引き続き残予算が残つとると思うんですが、900 万円から 1,800 万円引いてもまだ 2,000 万円ぐらい残つとると思うんですが、追加工事でそれをやられるのか、それについて二つ答弁をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）最低制限価格でございますけれども、この度の最低制限価格は約 7,000 万円で設定をしております。この 4 月から積算の方法を変えておりますけれども、昨年度の金額よりも高い額で設定をしております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今後の残りの部分でございますが、まず、この度の入残がございます。国の交付金に対しまして。ただそれだけでは少し足りませんので、今後とも第一次内示よりももう少し残りができるだけの内示を求めまして、予算は残りがございますので、国からの交付金を何とかもう少し増やした上で、残りについて年度内に取り組みたいものなら取り組みたいと思っております。国からの交付金をなんとかさらに取り組みたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6 番（宗像）さっきの質問の残りなんですけど、もし年度にできない場合は来年度にかけても完成させる予定なんかどうかについて聞いたと思うんですが。

○副町長（三宅）副町長。

○副町長（三宅）当然に来年度にかけては新たな来年度要望という形でやってきますけども、今私が申しましたのは意気込みでございまして、来年度にかかることのないように、年度内に何とかできるように頑張りたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 21 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 21 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 22 号議案、海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制

定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 22 号議案、海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、給与の減額を行うため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 22 号議案、海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書は 6 ページ、資料は資料 3 の海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の概要をご覧ください。説明は資料に沿って行います。まず、国の臨時特例法についてご説明いたします。平成 24 年 2 月に国の臨時特例法が成立し、平成 24 年 4 月から施行されております。制定の趣旨は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出削減が不可欠であることから、臨時の特例措置を定めたものでございます。減額措置期間については、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 2 年間でございます。減額措置の内容でございますが、役職に応じ、4.77 パーセントから 9.77 パーセントの減額。次に管理職手当でございますが、一律 10 パーセントの減額。期末手当及び勤勉手当は一律 9.77 パーセントの減額でございます。地域手当等の俸給月額に連動する手当、期末勤勉手当は除きますけれども、この月額は減額後の俸給月額等の月額により算出するということになっております。続いて、特別職給与法適用者についてでございますが、役職に応じ 10 パーセントから 30 パーセントの減額となっております。期末手当については、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣クラスは俸給月額の支給減額率と同じで、それ以外の者は一律 9.77 パーセントの減額となっております。次に、国から地方公共団体の要請については、基本として臨時特例法の趣旨を踏まえ、国と同様の措置を求められておりますけれども、海田町の方針としては、国と同じ減額率を適用せず、臨時特例法により減額された国の俸給とのラスパイレス指数の差を解消する減額を行うこととしており、減額措置期間は平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までといたします。続いて給与の減額率でございますが、町長、副町長については、給料月額、期末手当の 10 パーセントを減額いたします。教育長については、給料月額、期末勤勉手当の 10 パーセントを減額いたします。次に一般職員につきましては、給料月額の減額率として行政職給料表 3 級から 6 級、主任主事級から部長級でございますが、5 パーセント減額、行政職給料表 1 級及び 2 級、主事級でございま

すけども、これを3パーセント減額いたします。管理職手当については10パーセント減額、期末手当及び勤勉手当については6.9パーセント減額いたします。給料月額に連動する地域手当などの月額も減額後の給料月額等の月額により算出いたします。施行日は平成25年7月1日で7月支給分の給与から減額を行います。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。今回の緊急措置でございますが、全国で地方公務員の削減額は8,500億円に上るわけです。その中で地域の元気づくり事業と緊急防災事業費等に充てられるわけですが、それも地域の元気づくり推進費の査定の中で、どれほどラスパイレスになるか、職員減になるかという中で査定をするという、随分厳しい現状がある中で、こういう議案が出てきております。この議案の中で今回国が示している中では、臨時、非常勤職員も国の取扱いを参考とし、職員の勤務体系及び給与水準もかんがみて判断をするようにという提示があったと思います。そういたしますと、今回そのメンバーの削減が出てないということは、海田町の臨時職員の方、非常勤職員の方の基準は類似団体よりも低いと判断してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）臨時職員等の賃金はどうかというご質問だろうと思いますけども、国においては、非常勤職員などについては給与減額措置を行わないことを基本としております。この考え方を基本とおきまして、海田町におきまして、臨時職員については賃金の減額は考えておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）2、3お尋ねをいたします。15番、佐中です。国の給与の削減は7.8パーセント、手当ですね、期末手当とか、9.77。地方のラスパイレス指数が100を超えるところは、いろいろ処置をせいということですが、海田町は100とした場合のこの5パーセントの削減、何を基準にされておられるのかお尋ねします。二つ目にはですね、これらを踏まえて今回の提案は職員給与、5パーセントから3パーセント、それから期末手当と勤勉手当は6.9パーセント、削減については大幅に減らしすぎる。この減額によって海田町で正職員、それから常勤の特別職で各々の金額、これはいくらになるのかお尋ねをいたします。臨時職員とか非常勤は答弁がありましたので、これはいたしませんけれ

ども、2012年度の補正予算で地域の元気臨時交付金を処置しておりますが、これを差し引いたら、こないだの全協では6,000万円交付金が入ってこないという回答をいただいておりますが、これらについて差し引きしたらどのぐらいになるのかということです。これが三つ目、今回四つ目には町長にお尋ねいたしますけれども、地方財政計画で地方の一般財源総額を厳しく抑え込み、地方公務員の人件費、社会保障関係の大幅な削減を狙い撃ちにしたものであり、逆に資産家への優遇策の拡大を行います。地方公務員給与の削減を前提に地方交付税を一律削減したことについて、私は前代未聞だということに思います。このやり方は断じて許せません。職員はですね、医療や介護、保育、教育など、あらゆる分野で住民生活を支えてですね、特に被災地でも懸命に努力をし、全国からの職員の応援をいただいて、このために全力を尽くしております。しかし地方公務員を対象に生計費を乱暴に削るのは、私は間違いであるということに思います。政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行いたします。私はここ10年、公務員の給料削減によって、職員あるいは一般の町民もそうですけれども、限界にきておるといふふうに私は感じるんですね。度々公務員と民間との給与の削減を競い合って今日まで来ておりますが、もう限界だと思いますが、町長はどのようなお考えですか、お尋ねいたします。もう一つ町長に聞きたいのは、地方公共6団体が今年の1月21日に共同声明でですね、3項目あって、もうこういうことはけしからんと言うのがこの内容ですね。これを自分らが組織しておるこういう共同声明で訴えておりますけれども、この共同声明の今回の提案、これに比べるとひど過ぎると思うんですが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、ご質問がございました3点目、4点目、5点目につきまして、まず私の方から答弁させていただきたいと思っております。3点目の元気づくり推進費を差し引くというご質問でございましたが、ちょうど一昨日、臨時の副市長、副町長会議がございましたので、その席で私の方から、それぞれの元気づくり推進費について、いくらになるのかという質問をいたしました。県の市町行財政課長からは、全国ベースでの仕組みしか、基礎額、それからラスに対する比率、それから職員の削減数、そういった3項目において、いくらずつ積み立てるといふものでございますが、それしかわかっていないと。個別の町に対する部分については出ていないと。現段階で総務省から示されているのは、先ほど議員は交付金とおっしゃいましたが、交付税の影響額で約6,000万うちが減るといふそういう簡易な部分は測定法は出されたけども、それ以外は出ていないと、

7月以降の交付税の本算定の時期にならないと各町の最終的な影響額はわからないのではないかと。しかしながら、給与に伴う削減額についてはほぼ簡易測定額になるだろうということでしたので、現段階でわかっておりますのは、給与の削減に伴って本町で約6,000万交付税が減ると。それから元気づくり推進費を、そういう意味で差し引いたらというご議論ございますが、その元気づくり推進費というのは職員給与に充てるようにという算定になっておりませんで、そういう努力をしたところはその他事業について行えという形になっております。その部分で、次の第4点目へのご答弁になっていくわけでございますけれども、交付税がそのように削減される中で、職員の給与を引き下げない場合、その影響額はその他の町民サービス事業へ転嫁せざるを得なくなります。そうした場合に住民の方のご理解が得られるかどうかという視点に立ちまして、今回交付税が引き下げられた以上、その分に見合うだけ職員の給与を引き下げざるを得ないというふうに判断したところでございます。この判断にいたしまして、いわゆる地方6団体との整合性を問われたわけですが、地方6団体自体、反対声明をいたしましたのは、地方交付税が削減されるという政府の決定前に、そういう地方交付税が削減されることのないようにという申し入れをしたわけです。これは中央の地方6団体だけではなしに、私どもも属しております広島県町村会においても、町長会議の決定を受けて同様の申し入れを行っております。そういうことで、本町としても国が一方的に給与を引き下げないように、地方の給与を引き下げ、それに見合った交付税しか出さないということに対しては、反対はしておったわけでございます。しかしながら、残念ながら国の方が一方的に地方交付税をそういう形で切り下げてまいりましたので、その対応に当たってどうするかというところでは、おっしゃいますように職員の給与自体は本来そういった国の引き下げと自動的にされるものではないと思っておりますが、そうは言っても地方交付税が減らされた場合に、職員給与そのまま据え置いて、他の経費からその部分を埋めた場合の住民理解というところにおきまして、今回の引き下げに至ったところでございます。1点目と2点目は担当者の方から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）1点目の何を基準に給料減額するのかというところで、海田町ではこのラスパイレス指数というものをを用いて給料の減額の基準にしております。国は当初、国と同じ減額を求めておりましたけれども、国と地方の給料水準がそもそも違うというところで、ラスパイレス指数の差の解消をもって、国と地方の給料水準の解消の取り組み

みを行ってほしいと、そういう要請をしております。ラスという指数を使用しておりますのは、国と地方の給料比較する指数は、これまでもラスパイレース指数を使っているということと、現実的にはこのラスという指数しかないというところで考えております。2点目の給料の影響額でございますけども、職員の給料、期末勤勉手当、管理職手当、地域手当、それと時間外手当の跳ね返り分を合わせまして、約3,300万の減額の影響となります。共済負担金等を含めると約4,000万ということになります。続いて町長でございますが、給料と期末合わせて93万8,403円の減、副町長につきましては、78万4,098円。教育長につきましては、72万7,710円の減ということになります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）一番目にお尋ねをいたしましたラスパイレースを基準にするという。確かにそうかもわかりませんが、私の考えではですね、職員の生活をやっぱり基準にする、これが一番基本ではないかというように思うんですね。ですから、広島県内の中でも削減をしたところもあるし、削減をしてないところもある。また海田町は大体平均5パーセント給与について削減をしておりますが、提案がされておりますが、労働組合のあるところはいろいろ交渉しながら、それ以下のところで妥結をしておるところがかなりあるんですね。あまりにも機械的に5パーセント、これはあまりにも私は酷なというように感じるんですが、町長、どういうお考えで提案をされておるのか、お尋ねを申し上げます。それからもう一つは、臨時特例に関する条例ですから、特別職と一般職との議案が一緒になつとるわけですね。これは本来であればそうだったのかなと思いつつも、やむを得んのかなというよりも思うんですけれども、この扱いをね、やっぱり特例だからこうなってきたのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目でございますが、本来、職員の給与につきましては、人事院勧告に基づいて、さらに他の地方公共団体の状況等に基づいて定められるものだと思っております。今回の地方交付税のカットに伴う引き下げというのは本来の姿ではないというのは、議員おっしゃられるとおりだと思いますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現実問題地方交付税がそれだけ引き下げられてきている中で、それに見合った引き下げを行わないということが、果たして住民の理解が得れるのかという面を考慮いたしました。そういう中で、先ほど総務課長が申しましたが、ラスパイレース指数を設けるということは、本来の当初の国の要請でございましたのは、国と同じようなカット

をするようにという要請でございましたけども、元々国と海田町の給与水準が違う中で、少なくとも給与カット後の国の職員と同水準にするようにと。こちらの方が若干緩やかな形になるわけでございますけども、そういった形で対応しております。他の自治体に比べてということで、確かに既に引き下げないとされているところもございますが、そういうところの多くは、独自の給与カットをされているとか、そういった事情で表明をされております。現在、新聞報道等でしか知りませんが、組合と交渉中、もしくは組合と妥結されたようなところを聞きますと、最終的にはいろんなやり方はされておりますけども、交付税の減額分は結局職員の給料減額で賄うと。その方法は月例給は国並みにするけども、期末手当は下げるとか、本町のように月例給の方はラスパイレスを使って国よりも低くするけども、他の手当について同様にするとか、やり方はいくつかあろうと思いますが、再度申しますが、やはり今回の交付税の減額に見合います一定割合については、職員の給与の減額で対応せざるを得ないという判断をしたところでございます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）今回条例を特別職と一般職をまとめたというところでございますけども、議員ご指摘のように、特別職は特別職で、一般職は一般職という手法も現実的にはあったと思いますけども、国の臨時特例法がいわゆる一般職員、それと総理大臣、特別職適用者、そういったものを一つの特例法としてやっておりましたので、基本的にそれをベースに条例を作成しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどから、国が決めた、全くそのとおりですけれども、そもそも人事院勧告でいろいろ勧告をして、だいたい日本の労働者のそういう平均的なところというところからこの制度が生まれとるんですけど、今回は法律をもって政府が勝手にですね、国家公務員の給料を減らす。地方も減らさんから、7.8パーセントした分のそれを100のラスパイレスをもって、しかも交付税を減らしていく。全く私はけしからんと思うんですがね。行政の責任者として町長はこの問題についてどう考えておられますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かにやり方については是非はあろうかと思いますが、繰り返しになりますが、結果、地方交付税が減額されるという中で海田町の収入減になるというところを考えると、それを国のやり方の是非をとって職員の給与に反映しないというのでは、住民の理解が得れないという判断でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。先ほど来、質疑、答弁を聞いてて、どうしても納得いかん部分があるんですね。やはり先ほど佐中議員がおっしゃってましたが、今回、国の要請に従わず、下げないと断言している自治体もある。昨日も府中市においては、職員給与は下げないと報道されております。それに対して海田町は大人しく下げます。この違いについて明確な説明をいただきたい、これがまず1点。第2点、もう数年前に自治労で調べた話なんだろう覚えなんですけど、海田町は職員給与6級までだったかと思いません。県内他の市町は7級までである。それだけ見ても海田町職員の給与は非常に不利な状況にあるにもかかわらず、今回海田町は下げますよ。でも他の市町の中には下げません。著しく同じ地方公務員でありながら待遇に差が出てくるのではないかと思います、その点は町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第1点目の引き下げないというふうに言われたところについては、種々事情があると思います。一つには独自の給与カットをされているので、それ以上下げないいわれはないと。独自の引き下げにおいて、元々国と同水準になっていると言われるところと、もう一つはやはり今回の考え方という中で、是非を問われたところがあるかと思いますが、そことの差は、先ほど申しましたように、私ども執行部としては、交付税の減額について全く職員に転嫁することなく見送るということは、町民の皆様の理解が得難いという判断をしたところ、ここの差だというふうに思っております。それから、2点目の本町の給与水準についてでございますが、確かに国に比べてラスパイレス指数が若干低くございますが、それはやはり職員構成とかそういうところがあるかと思えます。7級制がいいか、6級制がいいかというのは、例えば職員の体制をどういうふうに置いてるか。課長と部長の間に正規の次長を置いてるような市と、私どものところでは当然違いますので、類似団体に比べて決して低いというふうにはなっていないと。7級制を導入していないから低いということはないと思います。それは5級とか6級にどの程度の職員が分布しているとか、そういったようなところまで解析しないと出ないわけですから、6級と7級との差だけでもって低いというふうには言えないと思っておりますので、そういう意味では今回、他の自治体との比較、これしかないのが現状でございますが、ラスパイレス指数が100になるような水準で揃えたいところからしても、他の団体よりも低くなっているということはないと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今回、交付税が数千万減らされたというふうに思いますが、どうもその数千万ぐらいじゃったら、正直なんとかなるんじゃないかと、先ほどどなたかの一般質問の答弁で企画部長、長期的に見て極端に財政が悪化することはないという答弁をされたかと思えます。また役場建て替えるのに28億も使うような町でございます。そう考えましたら単年度の数千万ぐらい、職員給与を下げなくても何とでもなるんじゃないかと素朴な疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおりでございます。ですから、そういう意味では本町におきましても、財政状況が厳しいという段階におきましては、独自の給与カットを行っております。これは行っております実態、他にもございます。そういった意味で独自の給与カットについては、必要がないと思っております。それに対しまして今回はそういった職員給与という部分で着目されて、地方交付税がそれだけ減額になってきておりますから、本町の財政を、ですから例えば基金があるからということでそれを負わずということは、今年度以降のある程度財源をあてにして、本年度入ってくるものとの対応という形になりますから、本年度入ってくる地方交付税がそういう形で減額されているにもかかわらず、それを財政が豊かだからということで、他から回すということになりますと、私どもとしてはそういった場合に住民感情がそれを許していただけるのかどうかというふうに判断したときに、他から回すということは逆に申しましたら、他の事業に使えるかもわからないお金で職員の給与を補てんするという考え方になりますから、それは理解が得れないんじゃないかというふうに判断した次第でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。2点、減額後のラスパイレス、正確な数字が分かれば教えていただきたい。次にこの給与の減額方式、100を目標にしてるというふうに言われてるんですが、正確な数字が分かればということです。次にこの減額の仕方、1級、2級が3パーセント、3級から6級が5パーセント、3級から6級のうち一般職の役職のない、管理職手当のない3、4級がおるはずで。5級、6級は管理職手当があるはずで。そうしたときに管理職手当がない者の職員っていうのは、多分等級制から考えれば30代、40代の一番家族の中でお金のかかる世帯を抱えるところじゃないんかと思われ。これはあくまで推測です。そういう人たちとそれから管理職手当、通常の仕

事であれば、要するに残業がない状態であれば当然給料が少し多い人間との差を、あえてここを同じにされたその理由は、明確な理由は何でしょうかというのが1点。そういう人たちに対する思っているものはどういうものがあるのか、それが3点目です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第1点目についてお答えしますが、ラスパイレス指数を同水準にというふうに言っておりますから、計算式でございますが、国から求められておりますのが、昨年度のラスパイレス指数において、ですから今年度がまだどうなるのかわかっておりませんから、昨年度のラスパイレス指数がというところでそう言われておりますので、昨年度のラスパイレス指数につきましては約100.0になるような計算になっております。それから2点目の3級から上げているというところでございますが、国家公務員の方を見ていただきたいんですけども、区分がやはり1級、2級、それから3級、6級、7級、10級の3区分になっております。本町の場合、先ほどもご質問ございましたが、7級以上の職員がおりませんから、同じ区分の1級、2級、それから3級、6級というところで行いました。先ほどおっしゃいました主旨につきましては、管理職手当の支給率につきましても10パーセントの減額をすると。それに対しまして、一般職につきましては、管理職手当と全くあたるかどうかはわかりませんが、時間外手当につきましては俸給の縮減率と同じという形になりますから、3パーセントと5パーセントという形になりますので、そこでそういう差がついていると思いますし、当然に、おっしゃいましたそれぞれの世代の給与につきましては、元々民間賃金等でそういった各級の賃金が決まっております。そういうところでの配慮もされておると思いますから、それを今回のではなかなか難しいと思います。そういう中でやはり現段階では本来1、2級の職員にある程度もう少し手厚くしなければいけないのではないかなという部分で、今、初任給の上昇とかいろいろされておりますから、元々1、2級というところに下げたということで、下げた区分につきましてはあくまでも国家公務員を参考に下げしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）国家公務員の場合に課長補佐、係長相当職の3大職が入っておりますね。ところが海田町の場合は、4級は係長、課長補佐級だと思うんですが、それらを参考にすれば、そこらのことも考慮しなきゃならないんじゃないかと思いますが、それをなぜあえてそれを変えてるのか、それについてももう一度説明願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国家公務員の方を課長補佐、係長相当職というところへ着目されましたが、その前に書いてあるところを見ていただきたいんですが、本省課長補佐、係長相当職となっております、これは例えば国の地方機関等ですと、部長や課長にあたるクラスでございます、そのために元々給与表をつくる時に、本町の場合には国家公務員のそれぞれの職務と本町の職員の職務を比較したときに、どの級にどの職があたるのが妥当かというところでやっておりますから、今単純におっしゃいました、本省の係長と本町におけます係長が同等という考え方にはならないというふうに思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）最後になりますが、となれば逆に、3級、4級の者を1、2級と同じ下げ率にしてやるべきというふうに聞こえるんですが、どうなんですかね。要は一般職の話ですよ。今おっしゃられる6級、3級というのは、要は管理職手当が付く等級の関係ですよ。出先の関係で部長クラスとかそういうふうにおっしゃられたんで。その人らは大きい。でも係員、等級が1、2級、ここでいう、ここの中に、国でいう海田町の係長以下が入り込むんじゃないんですか。そういうふうに私は聞こえたんですが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私の言葉足らずだったかもわかりませんが、あくまでも海田町の係長というのは国における3級と同等職だというふうに考えております。ですから、それは国でいきますと本省課長補佐、係長担当職員といたしても、国の場合、相当これ幅が広い中でそれぞれ国の行政職1表の6級から3級というのができておりますから、元々海田町の3級の職員は国の行政職3級に相当する職員だという位置付けで給与を支給しておりますので、今回の考え方だけのときに、それは国の1、2級と同級となりますと、本来の給与をそういうふうに変えないといけないという形になりますので、あくまでも国の格付と町の格付は現在対応させております格付でさせていきたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですから、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第22号議案、海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について反対討論を行います。地方公務員給与の削減を前提に、地方交付税を一律削減したことについて、前代未聞のやり方であり、断じて許せません。医療、介護、保育、教育などあらゆる分野で住民生活を支え、被災地でも懸命に奮闘する地方公務員の生計費を乱暴に削るのは間違いであり、政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行いたします。第1の問題は、国民全体の所得の低下、内需の縮小、不況の悪循環を加速する引き金を引くという問題であります。国家公務員の給与の削減、地方公務員の給与の削減は、独立行政法人の職員など約600万人の給与にも波及し、そして民間賃金にも影響を及ぼすものとなってきます。その結果、公務員と民間との賃下げ競争をもたらし、内需を更に縮小させ、デフレの悪化を招いて、そして経済を悪化をさせ、財政破たんもひどくする道であります。また給与の引き下げによる税収減が消費税増税の地ならしと位置づけられていることも非常に重大だと思えます。労働者全体の賃下げを進めた上に消費税大增税で実質所得を奪えば、暮らしも経済も無茶苦茶になります。二つ目の問題は、二重の意味で憲法に違反をしているということであり、国家公務員の労働基本権が憲法の定めに対して制約をされていること。そのもとで代償措置としてつくられた人事院勧告制度さえ無視したものであります。さらに地方交付税を削減をし、批判を交わすため、名称を元氣臨時交付金として別交付金でとどめを指すやり方は二重の意味で憲法に違反しており、労働者の人権が幾重にも蹂躪をされることは許しがたい。今なすべきことは、全国民の全面的な労働基本権の回復にこそあります。第3の問題点は、この法案が民主、自民、公明の密室談合による議員立法として持ち出され、総務委員会でのまともな審議もなく、強行されたという問題であります。政府でその法律をとにかくも労働者の意見も聞いた上で通したというようものではなく、3党だけで議員立法でという形で突然国会に持ち込み、労働組合の代表の意見も全く聞かずに、まともな審議もなく強行した、内容だけでなく形式の上でも絶対に許せない民主主義の破壊の暴挙であります。暮らしと経済を破壊し、憲法に背き、手続上も民主主義を壊す幾重にも道理のない暴挙であります。このことは地方6団体はじめ各自治体の側が猛反発したのも理解できます。今、政府自身が賃下げを促進し、デフレ不況を加速させるような政策は絶対にとるべきではありません。公務員賃金の引き下げは、それだけで1兆2,000億円ものマイナスの経済効果とな

ります。そして何よりも民間賃金の引き下げに連動いたします。また生活保護基準の切り下げは、最低賃金の抑制、引き下げにも連動いたします。人間らしい暮らしを保障する、ルールをつくってこそ本当に強い経済になります。欧米の経済も大きな危機に直面し、アメリカもEUも低成長で厳しい状況が続いております。しかし長期にわたって国民の所得が減り続け、経済が停滞、後退する、こんなことが起きているのは先進国の中でも日本だけあります。今回の給与の削減は、国の勝手な目標値を掲げた要請であります。目標値に基づいた交付税、額の設定は、国が地方をコントロールする地方交付税の補助金化に等しいことでもあります。地方交付税は法律でその用途を制限をしてはならないと規定されている地方固有の財産で、国が用途を決めている補助金ではありません。法改正は地方自治法を空洞化にするものであります。また、現行の地方公務員の給料は人事院勧告を踏まえ、労使の自主的な交渉、協議のもとで条例、規則によって定めるものであります。国の要請と連動させた今回の地方交付税法案の改正、あるいは今回のこうした提案は、労使自体に対する不当な介入でもございます。以上の点から反対の意思を表明して、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第22号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の一部の改正に伴い、延滞金の利率の見直しによる規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）それでは、第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに条例案についてご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。資料につきましても、資料 4 の海田町税条例新旧対照表、資料 5 の海田町税条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。改正内容につきましても、資料 5 の海田町税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。まず 1 の通則関係の附則第 3 条の改正でございますが、長引く超低金利を踏まえまして、基本 14.6 パーセントと定めていたものを特例基準割合に 7.3 パーセントを加えた率に改め、納期限後一月までについては特例基準割合に 1 パーセントを加えたものに改め、法人町民税の納期の延長にあつては特例基準割合と改め、それぞれ延滞金利率を引き下げるものでございます。なお、特例基準割合は毎年変動していくものでございますが、現在では 2.0 パーセントとなっております。この延滞金の改正文の施行期日は、平成 26 年 1 月 1 日でございます。次の附則第 4 条の改正でございますが、附則第 3 条の改正により、法律番号の追加及び当該納期限の延長の期間中の特例基準割合が 7.3 パーセントを下回っている期間を除くよう規定の整理をし、合わせて字句引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成 26 年 1 月 1 日でございます。次に 2 の町民税関係の第 34 条の 7 第 2 項及び附則第 7 条の 4 の改正でございますが、住民税の寄附金、税額控除の適用にあつて、本年から復興特別所得税の導入が行われるため、この部分について調整するための規定の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は、平成 26 年 1 月 1 日でございます。資料 5 の 2 ページをお願いいたします。次の附則第 4 条の 2 の改正でございますが、租税特別措置法の規定追加に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は、平成 26 年 1 月 1 日でございます。次の附則第 7 条の 3 の 2 の改正ですが、所得税における住宅ローン控除が平成 29 年入居分まで延長されたことに伴いまして、所得税と同様に住民税の控除も 4 年間期間を延長し、併せて控除上限の拡充を行うものでございます。また、併せて地方税法の改正により、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は、平成 27 年 1 月 1 日でございます。次の附則第 17 条の 2 の改正ですが、租税特別措置法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は、平成 26 年 1 月 1 日でございます。次の附則第 22 条の 2 の改正でございますが、見出しの変更を行い、第 1 項は現規定の字句の説明を表にするなど、規定の整理を行うものでございます。第 2 項は東日本大震災により、居住できなかった家屋等の相続人が当該家屋の敷地等を譲渡した場合、当該家屋を被相続人が取

得した日から所有していたものとみなし、当該相続人が長期譲渡所得の課税に係る特例などの適用を受けることができるように、新たに追加するものがございます。なお、この新規の規定の追加に伴いまして、従前の第2項を第3項とし、規定の整理を併せて行うものがございます。この改正部分の施行期日は、平成26年1月1日でございます。次の附則第23条の改正でございますが、地方税法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正により、引用条項の整理を行うものがございます。この改正部分の施行期日は、平成27年1月1日でございます。資料5の3ページをお願いいたします。3の固定資産税関係の第54条第5項の改正でございますが、納税義務者の特例措置の廃止に伴いまして、規定の削除を行うものがございます。この改正部分の施行期日は公布の日でございます。次の改正附則第4条第2項に規定する附則第10条の3第6項につきましては、地方税法施行令の改正に伴いまして、経過措置として耐震改修に係る契約日が分かる書類の添付を追加する規定を設けるものがございます。次に4の特別土地保有税関係の第123条の第4項の改正でございますが、納税義務者の特例措置の廃止に伴いまして、規定の削除を行うものがございます。この改正部分の施行期日は、公布の日でございます。以上簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。今、説明を聞いて一番初っ端におやっと思ったんで、素朴な疑問で聞きます。延滞金に関するところで、最近の低金利がどうのこうの反映してというような説明がなされたかと思いますが、最近金利は上昇傾向にあるように思いますが、最近の動向と全く違う説明の前提でこの延滞金の特例を設けるということでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）確かに最近の報道では長期金利が上昇傾向という報道がございます。

しかし以前に比べまして、金利がかなり下がっているという現状がございますので、今回こういう改正をするものがございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。第23号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第5、第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の一部改正に伴い、世帯別平等割額について現行の減額措置に加え、軽減措置を講ずるなど、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(久留島) 税務課長。

○税務課長(中下) それでは、第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書14ページをお開きください。資料につきましては、資料6の海田町国民健康保険税条例新旧対照表、資料7の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。改正内容につきましては、資料7の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。第5条の2、第7条の3及び第23条の改正につきましては、平成20年度に75歳以上の方の後期高齢者医療保険が創設された際に、2人世帯のうち1人が後期高齢者医療保険制度に移行した場合、特例世帯といたしまして、激変緩和措置として移行後5年目までの間に限って医療保険分及び後期高齢者支援金等分の世帯別平等割額を2分の1に軽減する暫定措置がとられておりますが、今回の改正では5年間の暫定期間を恒久化し、軽減化を図るとともに、更に移行後6年目から8年目までの間においても、特定継続世帯として医療保険分及び後期高齢者支援金等分の世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずるものでございます。また、23条では字句の整理も行っております。施行期日は公布の日でございます。次の附則15項の改正でございますが、地方税法の改正に伴う、引

用条項の整理を行うものでございます。この部分の施行期日は平成 26 年 1 月 1 日でございます。以上簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、24 号議案について採決を行います。お諮りいたします。24 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 25 号議案、海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 25 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の一部改正に伴い、介護保険条例等の延滞金に関する規定の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）それでは、第 25 号議案、海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。はじめに改正の要旨についてご説明いたします。今回の改正は地方税法の改正による海田町税条例の改正に合わせて、同様に介護保険条例等の延滞金の利率の規定を見直すものでございます。それでは、議案書の 16 ページをお開きください。あわせて、資料 8 の新旧対照表及び資料 9、海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の概要をお願いします。それでは、資料 9 の概要でご説明いたします。まず、2 の改正概要の（1）海田町介護保険条例からご説明いたします。延滞金の割合の特例についてでございますが、表の下段にありますように、納期限後 3 か月以内の場合、現行では 4.3 パーセントの率としているところを改正案では特例基準割合に 1.0 パーセントを加えた率とするものでございます。次に、納期限が 3 か月を超えた場

合は、表の中段にありますように、新たに延滞金の割合の特例を設け、特例基準割合に 7.3 パーセントを加えた率とするものでございます。なお、特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の貸出約定平均金利の年平均に 1.0 パーセントを加算した割合で、直近では平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月の貸出約定平均金利の年平均が 1.0 パーセントのため、それに 1.0 パーセントを加算した 2.0 パーセントが特例基準割合となります。続きまして、(2) 海田町後期高齢者医療に関する条例についてでございますが、こちらにつきましても先ほど海田町介護保険条例でご説明いたしました内容と同様の改正でございます。続きまして、(3) 海田町水洗便所設備資金貸付条例についてでございますが、新たに延滞金の割合の特例を設け、特例基準割合に 7.3 パーセントを加えた率とするものでございます。なお、施行期日は平成 26 年 1 月 1 日でございます。経過措置として、平成 26 年 1 月 1 日前の期間に対応するものにつきましては、従前の例によるものいたします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 25 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 25 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 26 号議案、平成 25 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 26 号議案、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、（仮称）海田町シルバープラザを整備するため、旧広島法務局海田出張所の土地・建物の購入費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、第 26 号議案、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 10 の平成 25 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、4 月 1 日付で実施した人事異動及び共済組合負担金の負担率の変更などにより、職員給与費や臨時職員賃金、特別会計繰出金等の増減を行っております。全体の費目にわたり繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略をさせていただきます。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。それでは資料の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、議員共済組合負担金の負担率の変更に伴い、273 万 6,000 円を減額するものでございます。続きまして 7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の事務用品管理事業につきましては、封筒の無償提供者を募集したところ、応募がございましたので、封筒印刷代を減額するものと、4 月末に行いました役場庁舎の部署の異動に伴う複写機の管理部署の変更による増額をあわせて、11 万 1,000 円を減額するものでございます。次に町民サービス費の消費生活相談事業につきましては、広島県消費者行政活性化事業補助金を活用して、消費生活相談員の研修を行うため、10 万 8,000 円を増額するものでございます。続きまして、17、18 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉協議会助成事業につきましては、事務局長に町の職員を派遣したことに伴い、人件費分の補助金 477 万 2,000 円を減額するものでございます。次に、老人福祉費の（仮称）海田町シルバープラザ整備事業につきましては、旧広島法務局海田出張所の土地・建物を購入するため、1 億 7,200 万円を増額するものでございます。続きまして 23、24 ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費の予防費の予防接種事業につきましては、別に資料を提出しておりますが、先天性風しん症候群の予防を目的として、希望する対象者に対し、予防接種の費用の一部を助成するため、303 万 6,000 円を増額するものでございます。次に母子保健費の財源振替につきましては、妊婦健康診査支援事業補助金が平成 24 年度で廃止されたことによるものでございますが、平成 25 年度以降は普通交付税で措置されることになっております。続きまして、33、34 ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路橋りょう総務一般事務事業につきましては、人事異動に伴う臨時職員の配置と役場庁舎の部署の移動に伴い、図面複写機を 1 台廃止したこ

とにより、51万4,000円を増額するものでございます。次に、道路維持費の県道維持修繕事業につきましては、広島県観光ロード推進事業補助金を活用し、ボランティアにより県道の緑化を図るため、50万円を増額するものでございます。一つ上の町内道路修繕事業の600万円の減額、橋りょう維持費の橋りょう修繕事業の1,100万円の減額、35、36ページに移りまして、都市計画費の駅前整備費の海田市駅南口土地区画整理事業の3億2,700万円の減額につきましては、国の補正予算を活用して事業を実施するため、当初予算と平成25年3月補正予算に重複計上となっていたものについて減額を行い、併せて特定財源の国県支出金、地方債を増額するものでございます。なお、教育費でも同様の減額があり、後ほどご説明させていただきます。また、中店小学校線道路改良事業と畝2丁目地内歩道改修事業につきましては、平成25年度の補助事業として採択を受ける可能性がありますので、減額は行わないこととしております。続きまして39、40ページをお願いいたします。河川費の河川整備事業につきましては、広島市の瀬野川河川敷の整備と連携し、ウォーキングコースの表示等の変更や劣化部の修繕を行うため、365万円を増額するものでございます。続きまして41、42ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の3名の退職に伴い、43万2,000円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されます。続きまして43、44ページをお願いいたします。教育費の事務局一般事務事業につきましては、職員の産休、育休の取得に伴う臨時職員の配置と役場庁舎の部署の移動に伴い、複写機使用料を増額するため、176万2,000円を増額するものでございます。続きまして45、46ページをお願いいたします。小学校費の学校管理費の海田小学校本館給水設備更新事業の2,000万円の減額につきましては、先ほどもありました、国の補正予算に伴い重複計上となっている事業費を増額するものでございます。次に、教育振興費の山・海・島体験活動推進事業でございますが、県の補助対象となる体験活動推進校の指定について、当初2校と見込んでおりましたが、4小学校全て指定されたため、122万6,000円を増額するものでございます。次の心の元気を育てる地域支援事業につきましては、海田小学校・海田西小学校・海田西中学校が指定を受け、県の補助金を活用して学校の地域活動の推進を図るため、41万7,000円を増額するものでございます。続きまして47、48ページをお願いいたします。中学校費の学校管理費の中学校改修事業につきましては、海田西中学校プール附属室の北側にある町有地を学校敷地とするため、380万円を増額するものでございます。続きまして、49、50ページを

お願いいたします。社会教育費の公民館費の社会教育活性化支援事業（海田公民館）につきましては、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム実施国庫委託金を活用して、支え合いと活気のある社会づくりを担う人材の発掘養成を行うため、118万2,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。なお、歳出に連動した歳入の変更、歳出に関連して説明させていただいたものは省略させていただきます。それでは1ページ、2ページをお願いいたします。使用料及び手数料の自動販売機設置使用料につきましては、一般競争入札を導入した結果、127万8,000円を増額するものでございます。次に繰越金につきましては、財源調整のため、6,429万8,000円を増額するものでございます。続きまして3ページ、4ページにかけての諸収入の雑入の派遣職員負担金につきましては、広島県及び安芸地区衛生施設管理組合への派遣職員の追加に伴い、1,360万1,000円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第26号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億211万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を91億538万8,000円とするものでございます。続きまして、第2表地方債補正についてでございます。3ページの廃止1件、4ページの変更1件でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で平成25年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。先ほどの地方交付税の減額ですよね、あれはこの中に出てくるんでしょうかね、どこに出てくるんでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）先ほどの地方交付税に伴う財源振替でございますが、まだ海田町の平成25年度の地方交付税の額が確定をしておりませんので、額が確定いたしましてから、補正予算の方に提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。2、3お尋ねをいたしますが、昨日、24年度の繰越明許費、繰越計算書で十一億八千いくらありましてですね、私の頭がちょっと理解できないので、25年度を24年度の予算の流れですね、これは3月28日の臨時議会の中で大半がここで行われて、繰越計算書の中に明記をされておるわけです。そうした中で今回で

すね、先ほど交付税が確定をされていないという答弁でありましたけれども、24年度は国が2,960億円で、海田町では788万、これはもう明確にこないだも説明にありました。ところが25年度、政府が追加した2,199億円のうち、この追加について海田町はどうなってるか。これをまずは一つお尋ね申し上げます。それから二つ目にはですね、3月28日の臨時議会で副町長、8,000万円増というように説明を受けました。これにはいろいろ投資的経費の問題で、原則として100パーセント地方債が可能になるというような答弁もいろいろありましたけれども、実際この8,000万と説明しておるのは実態はどうなってるのか。よく私も理解できないので、お尋ね申し上げます。それから元気臨時交付金、昨日の今の繰越明許費の中で私が問いましたところ、二億九千いくらかというのがね、大きくこれに当てはまるという答弁をいただきましたが、実際はこれは地方交付税の中の一括して入ってくるのかどうか。あるいは各費目の中でこれが明確に、いくらかはありますけども、実態はどうなってるのか、お尋ねを申し上げます。それから人件費で約6,000万円削減をされるという答弁ございましたけれども、これは地方交付税の中の一括査定をされて、ここの予算書に出てくるのかどうか。そしたらですね、我々議員の方は何がどうなってるのか全くわからない。策定した中身ですね。なにを予算上、審議の対象にする説明ですね。これが不十分なために、我々はどういうような制度が加わってですね、交付金であるとか、負担金であるとか、わけわからんようになってきておるんです。いろいろ議案を審議するに当たって、不十分な私理解をしておるんで、ちょっとそこら辺の回答をいただければありがたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点目から4点目は私の方から答弁させていただきます。まず、私が臨時議会で約8,000万有利になると申ししたのは、その段階での財源として組み替える、元々当初予算で一般財源をあててた部分が、補正予算債の対象になるということで、それからあとは交付金が増になるということで、特に補正予算債の対象となるという形で今年度負担考えたときに、海田町にも、その段階での交付金の増と補正予算債の対象になるという形で8,000万増になるというふうに申し上げました。その段階でまだ未確定だというふうに申し上げたその事業、当初予算で行うのではなくて、国の補正予算に対応するというにしましたので、先ほどお話が出ております、元気交付金という形で約3億弱、これが交付金という形でもあります。これは今、速報という形で来ておりますので、額の確定がいたしました段階で予算計上をし、どの事業にあてるのか、従来予

算として計上している事業の財源振替であてるか、新規事業にあてるかということは、今後検討してまいります。額が確定をしまして、どの事業に使えるかということが県との調整がつかしました段階で、財源振替ないしは新規事業という形で計上させていただきたい。これが9月になるか、12月になるかというところは、まだ明確になっておりません。それから交付税についてでございますが、当初予算を計上する場合には当然に海田町においていくらの交付税がくるかということが全くわからない段階で計上いたします。その際には、地方財政計画におきまして、どの程度の事業をだいたい国が見込まれるかと。それが海田町においてどういった影響をもたらすかと。そういうようなところで組んでまいります。それに対しまして、大体7月でございますが、本算定ということで海田町の側から人口でございますとか、税収の動向ですとか、そういったようなものを国に提出しますと、国が交付税法の施行規則に基づいて一つ一つの費目において計算して、海田町は結局いくらになるという本算定というものが出されます。それから3月の段階において、今度は特別地方交付税の方の算定がされると。そういった部分につきましては、私どもとしても、当初予算を見込むときにはそういった国のおおまかな動向に基づいて、それまでの海田町の交付税と比較したときにどの程度増えるかと、そういったようなところでどうしても見込まざるを得ないと。こういった新しい交付金はどうもきそうですとかというような説明しかできないのでございます。最終的には、交付税の本算定になりました結果がいくらになったと。それはどういう理由で増えたというところをご説明していると。ですから、正式な分析については本算定が済んだ後の補正予算での説明を聞いていただきたい。誠に申し訳ないんですが、これは今後も続くと思いますが、当初予算では全国ベースでの話を海田町に置き換えたならこれぐらいになるのではないだろうかという推測で行っておりますので、どうしても不確定要素が多いという形です。最後の人件費につきましても、そういう意味で今後本算定を得た上で確定しました段階で、また予算計上させていただきたいと思っております。残りの1点目につきましては、担当の方から説明させます。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、1点目について回答させていただきます。3月の臨時議会で平成24年度補正予算に係る財政措置ということで資料を提出させていただいた内容かと思っております。その際に地方交付税については、平成24年度で2,906億円の増額が見込まれ、そのうち707億円については調整額の復活に活用されました。それで海田町の

影響額が 788 万円の増額となったものでございます。2,906 億円のうち 707 億円については 24 年度に活用し、残りの 2,199 億円については 24 年度から 25 年度に繰り越して、地方交付税の財源として活用するというものでございます。この 2 億 1,099 億円で海田町にどの程度の影響があるかというのは、そこはわからない部分でございまして、地方財政計画に定める地方交付税の総額の確保のために、繰り越しをされたというものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）だいたい説明を聞いてわかりましたが、25 年度の追加の 2,199 億円は、その分の海田町への配分ですね、不確定要素があっても計上できない。それはなに根拠にね、予算計上をされておるんですか。何を根拠に、この分はいくらかは入ってくるわけでしょう。全くゼロじゃないわけですから、こういう表現をされておるんですが、そのうちの大方の数字はね、どこに出ていくぐらいになるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）平成 25 年度の地方財政計画では、地方交付税の総額について 17 兆 624 億円と定められております。そのうち本来の国税 5 税の法定率分では、11 兆 2,304 億円しかございませんでしたので、その差額分については、一般会計の繰り出し等で財源が確保をされております。その他、いろいろな方法で 17 兆 624 億円が確保されたんですけども、その確保の手段の一つとして、24 年度から 25 年度に繰り越した 2,199 億円をあてにするというものでございます。地方交付税が 17 兆 624 億円、財源の裏づけがあって確保ができて、25 年度の地方交付税の制度が決まったということで、この 2 億 1,099 億円があることで、いくらが海田町に配られるとかいうのではなくって、交付税制度自体が決定されたというものでございますので、これのあり、なしで海田町への影響額がどうだったかというものについては、わからないものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。3、4 点質問いたします。まず、18 ページ、社会福祉協議会の事務局長、職員を派遣したという説明がなされたかと思えます。確かに以前の事務局長が急きょ退職されたというのは聞いておりますが、いきなり町の職員を派遣するというのはちょっとわかりませんので、その辺の説明をお願いいたします。2 点目、風しん予防接種、こちら資料 11 の 6 番目最後に、補正予算成立後、医療機関の体制を整えば速やかに事業開始する。この整うというのはいつ頃という目途はわかっているんで

しょうか。またこれに関しましてもう1点、確か新型インフルエンザのときは大急ぎで臨時議会を開いて、予算を組んだ記憶があります。現にそのための議会運営委員会を開くのに、昼ごろ事務局から連絡があって、本日3時より議会運営委員会を開催いたしますと。そのぐらい大急ぎでやった記憶があります。今回はなぜ急がずに定例議会で補正予算をあげたのか。その2点お願いします。最後、西中の敷地整備、この土地は以前から財政課で使い道がないとしとることで、頭抱えておったかと思いますが、今回西中の敷地になります。今度西中はここの中途半端な土地を一体何に使うのか。以上、4点お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と3点目については、私の方から答弁させていただきます。1点目につきましては、町の職員の総定員とかそういうことを考えましたときに、従来、幹旋依頼がありましたときに、OBの職員の幹旋を行っておりましたが、今回の場合には、本来ですと何年か予定しておりました職員から急ぎよ、辞めたいという申し出がありまして、その後の幹旋という部分で非常に難しいと。しかしながら、町の方からある程度の幹旋をしなければ事務局体制が難しいというところもございましたので、現職の職員をあてるという形で対応せざるを得なかったというところで、現職の職員にしております。今後の考え方としては、やはり町のある程度幹旋でという形が続くと思っておりますので、その時々ケースにおいてOBの幹旋、もしくは現職の幹旋を考えたいと思っております。3点目につきましては、なぜこの定例会まで待ったのかというところがございますが、やはり他の自治体がまだなかなかやらない中でどこでやるかという見極めをやっておりました。当然に議長説明をした後すぐという形にはなりますけども、その後も県の動向とかそういうところをやっておりました、逆に申しまして、本定例会にある程度間に合わせると、いろんなところを間に合わせるというところで、駆け足でまいりましたので、逆にこれより先にご審議いただいていたとしても、開始がどのぐらい早くなったかというところがあるかと思いますが、緊急であれば、例えば予備費を使うとかいろんな考え方あったわけがございますが、今回の場合には、事務手続とかそういう時期を考えましたら、この定例会の補正審議に間に合うというふうに判断いたしまして、今回計上させていただきます。なお残り2件につきましてはそれぞれ答弁します。

○議長（久留島）保健センター所長。

- 環境センター所長（湯木）風しんの費用助成事業につきましては、体制を整えば、6月中旬までには事業を実施したいと考えております。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（石川）海田西中学校プール横地の町有地の活用方法についてでございますが、まずは土地を整備させていただきまして、あそこには特別支援学級があります。その子たちの情操教育等ということで花壇等の活用を今のところ考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）どうも事務局長、現職の職員を派遣というのが、どうしても腑に落ちんのんですよね。職員もそんなに余裕があるとは思えませんし、これまでのOBを斡旋することはできなかったのかと。それともう1点、風しんの予防接種の件、6月中旬までにとするのは、これは医師会等を通じてこのくらいにできる、6月中旬くらいにはできるという判断でよろしいのでしょうか。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）職員派遣につきましては、OBの斡旋、もしくは職員派遣という形になりますが、これはやっぱり退職者がそれ以降にどういう意向を持っているか。それから時期、既に退職後の設計をした後にくるかというようなところで、現職の職員であれば最終的に人事異動という形でできますので、今回のような緊急性の場合には、やはり人事異動で対応せざるを得なかったというふうに考えております。
- 議長（久留島）保健センター所長。
- 環境センター所長（湯木）体制については、医療機関との調整、医師会との調整が一番なりますので、あと中旬ぐらいまでお時間いただければできるというふうに考えております。
- 議長（久留島）西山議員。
- 12番（西山）12番、西山です。資料10のまず18ページ、海田町シルバープラザ整備事業、1億7,200万円が計上されておりますが、本年の3月に実施計画が発表になりました。それでいきますと、土地・建物取得改修工事は平成26年となっております。この時系的に早くなった要因をお願いいたします。それと次に44ページ、教育委員会事務局職員給与費事業でございますが、今回542万4,000円計上されております。これは職員が1人増と判断してよろしいのでしょうか。それと最後に資料11の今回のワクチン接種助成事業でございますけども、実施期間が26年3月31日となっておりますが、

これ以降の考えというのはどういったときに考えられますでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、1点目の法務局跡地取得の時期の件でございますけれども、シルバープラザとしての活用をするため、その後の取得のスケジュールについて、財務局の方と調整を行いました結果、効果的に取得をしていくためには、今年度中の取得が望ましいと考えまして、鑑定評価を行い、この度用地購入費を計上させていただいたものでございます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）2点目の教育委員会事務局職員給与費事業のところでございますけれども、ここの給与費事業は教育委員会の学校教育課の職員の給与費のところでございます。昨年は当初予算に比べて1名割愛職員が増えておりますので、その給料の差というところでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）風しんの予防接種でございますが、これは先行して、この事業を導入されています自治体が、3月という形で出ておりました。今後、他の自治体の動向と、それから風しんのまた広がり方、その他を見まして、改めて考えたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）海田町シルバープラザ整備事業でございますけれども、平成25年度予算審査のときに、なぜ本年度は実施計画までなのかと質疑した経緯がございまして、そのときには、土地鑑定には時間がかかるとか何とかで、あとの用地とかは平成26年度ですって答弁をいただいたと記憶しております。なぜ早くなったのかということと、次に用地取得をされて、利用できるのはいつを目途に考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目でございますが、財務局に強い要請をいたしまして、早目に購入できるようにという形を行いまして、それが年度内に売却してもいいという回答を得たというところでございます。予算特別委員会の段階では、そこまでなるという確信を持っておりませんでしたので、通常のケースですとあれしました。せつかくそれで買えるわけでございますから、今からのスケジュールで申しますと、まだスケジュールでございますけれども、9月議会にはなんとか改修費の方の補正を組まさせていただいて、来年の4月には新しいシルバープラザができればと。まだ設計とかやっておる途中でござ

ございますが、副町長としては職員にそこまで頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。大江議員。

○2番（大江）風しんのことなんですけども、ここに混合ワクチン5,000円、それから接種見込み数600人とありますが、ここの対象者のところの、考えましたらこの600人というのは、現在海田町では1年間の出産が300人ぐらいとおっしゃってました。ということは、産じょくの女性が300人、そうするとその連れ合いの夫がいるとすると既にそれで600人という計算になります。そうなりますと、それ以外の人たちの人数の余裕っていうのがあまりないように見受けられますので、ここに載っている対象者数と、それともう一つ、この未罹患者、まだ1度もなっていない患者さん、それから抗体検査がマイナスの方、それと現在患者の7割が男性、20代から40代の男性っていうことも入れて、これらを対象者の中に入れて、もう少し拡大のお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○環境センター所長（湯木）風しんの予防接種の費用助成につきましては、町の目的として、先天性風しん症候群の予防を第一の目的としておりますので、このような対象者、妊娠にまつわる希望される女性やその夫、同居家族、それから産じょく早期の女性は妊娠をしておられないので予防接種が打てるので、そういうふうな対象としております。男性まで拡大するということになりますと、かなりの拡大の人数になりますので、まずは町の目的を果たすために、この対象としております。人数につきましては、出生数が300人ということを勘案して、希望された人数も考慮して、600人という数にさせていただきました。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）この5,000円っていうのは、まだ中国地方の市町村で初めて海田町が独自でということなんですけど、全国で県がそれぞれ補助金を出す体制を今やっているところで、もしこの県の補助金がですね、やはり半折半という形で出るようなれば、もう少し拡大できるような金額が出てくるんじゃないかと思うんですが。先ほど産じょくと先天性を中心って言われたんですが、やはりこれはどこでかかるかわからないということで、もう気づいたときには遅いということが多いわけですから、やはり予算が県の方から出るようになれば、補助金が出るようになれば、もう少しそれは拡大していくべきではないかと思うんですが、その点もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）残念ながら県の方は全く考えてないということでございますから、今の段階では県から補助金がかかることはまずないんじゃないかと、残念ながらそういうふうに思っております。第2点目で申しますと、議員がおっしゃる全てという部分もあるわけでございますが、現在県の感染症センターがこのワクチンを打つことを推奨されている方が、この今のワクチン接種対象者という形になっておりまして、おっしゃられるのはわかりますが、風しん自体はあまり重篤になるような病気でもございませんで、風しんの何が恐いかと言いますと、先天性風しん症候群の予防と。そのためにはという形で、当然にワクチン全体も限られている流通量の中ということで、県の感染症センターがワクチン接種対象者というこの種に限って推奨されておりますので、それを受けた段階にしております。当然に今回はもう一つにワクチンの流通量その他を考えまして、一定程度全員が受けられないんじゃないかということで考えておりますが、三種の方が受けてこられた、それが多い場合には、また額について検討したいと思っておりますが、全員というところまでは考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）この先天性というのは、海田町は子育て、それから子どもたちがたくさんいる町を目指していますが、従来今300人の出産ですが、はっきり言ってその中にはこの先天性にかかって墮ろした方もおられるんじゃないか、中絶された方もいるんじゃないかと思うわけです。実は私もそういうのにかかって、どうしようかって2人目の子どもとき迷いました。思い切って出産したんですが、やはりそのように迷って、そういうふうな方法をとる人とか、いろいろあると思いますが、それらを考えると、やはり産じょく、それからいろんな面において予算の許す限り、その方向に考えていくべきではないかと思うんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員のおっしゃいます、先天性風しん症候群を予防したいという気持ちは、私どもも同様でございます。そのためにあえて県の補助もない中、単町で一番手になるぐらいをきって、今回提案をさせていただいております。そういう中におきまして、全ての人間に必要というのではなしに、感染症センターの方からこの対象者に限って接種が奨励されておりますので、そういった奨励が必要な方のワクチンを受けられる動機付けとして、この助成を考えておりますので、現在の対象者についてはこれでだと思

ますし、やはり他の自治体見ましても半額補助というのが大体多くございますので、特に単町でやる以上、やはり予算といたしましてもここまでというふうに考えておりますが、希望者が多い場合にはまた改めますが、現段階でまずこの接種見込み 600 人、まずこのぐらいの方に受けていただくよう、その周知等にも努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。ちょっと確認なんですけども、先ほどの 22 号を議案が通って、町長、副町長、教育長ですね、これの減額いうんですか、これは補正には、今の補正予算には出てないんですか。どっか載っとるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回議案の方は通させていただいておりますけども、部局別に影響額等を出すだけの時間がございましたので、今回はこの度の特例に基づきます職員の給与に伴います補正は出しておりません。今後、それぞれの部局ごとの影響額、費目ごとの影響額を算定いたしまして、改めて補正予算として減額させていただきたいと思えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）これは一般職も載ってないと、同じような処理の仕方いうんですか、そうされるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般職、特別職を通じて、今回の補正の対象にはなっておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）一般職も特別職も載ってないと思ったんですけど、そういうことが処理上可能というふうな、例えば近いうちに臨時議会を開くとか、9 月に開くとかいうふうな格好になるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然にこれが増額でございましたらどこかで足りなくなるという形になるわけですが、減額でございますから、今の予算の範囲内で執行できますので、いずれかの段階で減額補正をさせていただきたいと。9 月になるか、今から人事院の勧告等もいろいろございますので、そこら辺をにらみ合わせながら、減額の時期はあれさせていただきたいと思えます。事務処理上、増額であれば支障が出ますが、今回減額でございますので、事務処理上の支障はございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおりこれを決めます。この際、暫時休憩いたします。再開は 15 時 5 分です。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 5 1 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 8、第 27 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 27 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、海田西処理分区南明神町地区污水管新設工事費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。お手元にお配りしております資料 14 の平成 25 年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。それでは、資料 14 の 3 ページ、4 ページをお願いします。今回の補正予算は、4 月の人事異動に伴いまして、総務費の総務管理費の一般管理費、職員給与費事業につきまして、157 万 4,000 円を減額するものでございます。次に 5 ページ、6 ページをお願いします。南明神町地内の国有財産売却に伴いまして、新たな環境整備が必要になったため、事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業費、公共下水道整備事業につきまして、工事請負費 1,350 万円増額するものでござ

います。続きまして、歳入について説明いたします。1、2ページをお願いします。財源調整としまして、一般会計繰入金につきまして、157万4,000円を減額し、町債の事業費、流域関連公共下水道事業債を、1,350万円増額するものでございます。続きまして、議案について説明いたします。第27号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,192万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ15億1,437万4,000円とするものでございます。以上、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第28号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増減等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）それでは、第28号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料16の補正予算説明書でご説明いたします。この度の補正は4月1日の人事異動に伴う人件

費の増減と、それに伴う歳入の増減でございますので、個別の内容につきましては、説明を省略させていただきます。次に議案についてご説明いたします。第 28 号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 604 万 1,000 円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,008 万 9,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 28 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 28 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 10、第 29 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 29 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増減等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）それでは、第 29 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。内容につきましては、資料 17 によるところでございますが、人事異動に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第 29 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、

当初予算、第3条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を113万2,000円減額し、3億9,656万8,000円とするものでございます。次に第3条でございますが、予算第4条に定めた資本的支出を344万3,000円減額し、3億8,072万6,000円とするものでございます。続きまして第4条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を457万5,000円減額し、6,858万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第7号、広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める意見書案を議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いたしました意見書については、広島県知事に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第8号、議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原でございます。発議第8号、議会の議員の議員報酬の臨時特例

に関する条例案の制定について、提案理由の説明をいたします。この条例は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、町職員の給与の減額を考慮して、議員の議員報酬の月額を減額するものでございます。内容についてですが、議員報酬の月額5パーセントを減額いたします。また、実施期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までとします。最後に、施行期日は平成25年7月1日でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第8号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で平成25年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後3時30分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員